

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

平成 30 年 4 月 20 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

目次

(総則)		
第1条	実務指針要領	1
第3条の3	意見書の監事への通知	1
第4条	監事との協力	1
第5条	実務指針要領の改定	1
(法第50条の12第1項第1号の確認)		
第6条	責任準備金	2
第7条	責任準備金積立の確認	2
第8条	1号収支分析の実施	2
第9条	確率論的1号収支分析	2
第11条	1号基本シナリオ	3
第12条	責任準備金に関する意見書記載事項	5
(法第50条の12第1項第2号等の確認)		
第15条	公正・平衡な割戻し	9
第16条	公正・平衡な割戻しの確認	9
第17条	組合全体の翌期割戻所要額の財源の確認	9
第18条	組合全体の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース	9
第19条	健全性維持の確認	10
第20条	共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認	10
第21条	アセット・シェアと代表契約の選定	10
第22条	当該事業年度末のアセット・シェアの確認	10
第23条	将来のアセット・シェアの確認	11
第24条	割戻しに関する意見書記載事項	11
	(法第50条の12第1項第3号の確認)	
第25条	財産の状況の確認	13
第26条	事業継続基準に係る額の計算	13
第27条	3号収支分析の実施	13
第28条	3号基本シナリオ	13
第29条	事業継続基準に関する意見書記載事項	14
第31条	支払余力総額	15
第32条	3号の2収支分析の実施	16
第34条	3号の2基本シナリオ	16
第35条	共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定	16
第36条	リスクの合計額	16
(意見書)		
第38条	意見書の記載総論	17
第39条	法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載	17
第40条	法第50条の12第1項第2号等に関する意見書の記載	18
第41条	法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載	18

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成19年 2月 8日制定
平成22年 3月 11日改正
平成25年 4月 15日改正
平成27年 4月 22日改正
平成28年 4月 19日改正
平成29年 4月 19日改正
平成30年 4月 20日改正

(総則)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第1条 (実務指針要領)	<p>① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。</p> <p>② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「第〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p> <p>第2項 実務指針要領は、生協委員会が実務指針等検討委員会に依頼して、共済計理人が法第50条の12第1項に規定する共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている告示第2条第5号に掲げる「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、共済計理人の確認業務が法令、告示及び実務指針要領に基づいて行われた場合、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項 共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>
第3条の3 (意見書の監事への通知)	第3条の3の「監事」には、監事（会計監査人監査組合（規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。）にあっては監事及び会計監査人）のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。
第4条 (監事との協力)	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。</p> <p>② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知した後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供について要請があった場合は、速やかにこれを提供しなければならない。</p>
第5条 (実務指針要領の改定)	実務指針等検討委員会は、共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領の改定の必要性の確認を速やかに行う。

(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 6 条 (責任準備金)	責任準備金中の共済掛金積立金は、「現時点で予測される合理的なリスク」(いわゆる reasonable risk) を担保するものであり、「合理的なリスクを超えるリスク」(いわゆる plausible risk) は、責任準備金中の異常危険準備金、価格変動準備金などのソルベンシー・マージンの構成項目により担保する。
第 7 条 (責任準備金積立の確認)	<p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金は、共済掛金積立金、未経過共済掛金、異常危険準備金が、それぞれ、規則第 179 条に基づき、適正に計算され、積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>② 1 号収支分析は、原則として共済掛金積立金の十分性を確認するものであり、算出方法書に記載された方法による責任準備金の積立てを、将来にわたって維持できるかどうかを判断するものである。</p> <p>③ 1 号収支分析による共済掛金積立金の確認に際して、年払契約や前納契約が多い場合など、未経過共済掛金の将来の収支への影響が大きいと共済計理人が判断する場合には、1 号収支分析の対象に未経過共済掛金を加えることができる。</p> <p>第 5 項</p> <p>第 7 条第 5 項各号の条件に合致する共済契約としては、次のイ及びロに掲げるものが挙げられる。</p> <p>イ. 共済掛金積立金を積み立てることを要しない共済契約 火災共済、自動車共済、団体定期生命共済などの共済期間が 1 年以下である共済契約</p> <p>ロ. 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある共済契約 団体年金共済などの共済契約</p>
第 8 条 (1 号収支分析の実施)	<p>第 1 項</p> <p>① 1 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、資産と負債のマッチングの状況を把握するものである。</p> <p>② 1 号収支分析には、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（以下「オープン型の将来収支分析」という。）と、すでに締結している共済契約のみで実行する方式（以下「クローズド型の将来収支分析」という。）があるが、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>③ 確率論的 1 号収支分析（10 年間）及び決定論的 1 号収支分析（10 年間）において 1 号分析期間は少なくとも 10 年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 1 号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ ただし書きの「全期間ではない期間とすることができる」場合には、例えば、分析期間後の契約量が少ない等、分析結果に及ぼす影響が小さい場合等が挙げられる。</p> <p>第 2 項</p> <p>複数の共済事業の種類をまとめて 1 号収支分析を行う場合として、例えば、一般に契約量も少なく、全体収支に及ぼす影響が小さい共済事業の種類においては、その他の適当な共済事業の種類とまとめて 1 号収支分析を行う場合等が挙げられる。</p>
第 9 条 (確率論的 1 号収支分析)	<p>第 1 項</p> <p>割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。</p>

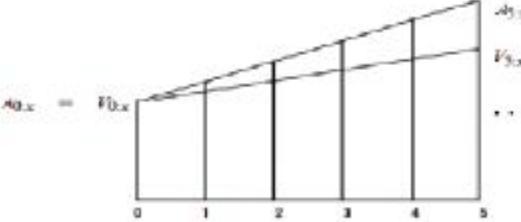
項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第11条 (1号基本シナリオ)	<p>第1項 決定論的1号収支分析（10年間）においては、シナリオを決定する各要素の相関性（例えば、金利と共済契約の継続率との相関関係など）、将来の事業の運営方針の変更、新契約進展率の変動などによる影響を、必ずしも反映しなくてもよい。</p> <p>第1項第1号 ① 決定論的1号収支分析（10年間）は、原則として、第1項第1号に規定する金利シナリオを用いて行うこととする。ただし、基準時点の利付国庫債券（10年）応募者利回りが、1号分析期間期初における標準利率（第11条第1項第12号を適用したものとする。以下同じ。）とほぼ同水準であるか、あるいは、基準時点の利付国庫債券（10年）応募者利回りが、1号分析期間期初における標準利率を下回る場合には、参考として、次のハの金利シナリオも用いて行う。ハの金利シナリオを用いる場合、原則として、上記の要件に該当する共済契約を含む共済事業の種類に対して当該シナリオによる1号収支分析を行うものとする。 ハ. 無リスク利回りが、即時に10%低下（例えば、基準時点の利付国庫債券（10年）応募者利回りが2%の場合は1.8%に低下）し、以降は一定で推移するシナリオ ② 利息及び配当金収入の反映においては、決定論的1号収支分析（10年間）を行う共済事業の種類の有利子負債占率を考慮し、利回りを計算することができる。 これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第1項第4号 外貨建資産の資産運用収益の「その他、合理的な方法」とは、ニューマネー（新たに収入される共済掛金及び資産運用収益等により、前事業年度末よりも増加した分の資産を「ニューマネー」という。なお、前事業年度末よりも資産が減少している場合は、ニューマネーはないものとする。以下同じ。）については、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネー（ニューマネー以外の資産を「オールドマネー」という。以下同じ。）については、当該資産の運用収益をそのまま収入とする（為替の換算率は基準時点のものを使用する）方法である。</p> <p>第1項第5号、第6号、第7号 新契約の共済事業の種類の構成比、共済契約の継続率、共済事故の発生率のシナリオの中で「原則として」とあるのは、例えば、次のイからニのようなときには、共済計理人の判断により、原則と異なるシナリオを設定する方が適正な場合があるからである。なお、原則と異なるシナリオを設定した場合も1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。 イ. 新契約の共済事業の種類の構成比について、ある共済事業の種類の推進停止が決定しているときに、その旨を翌年度以降の共済事業の種類の構成比に反映する場合、あるいは、新しい共済事業の種類の実施が予定されているときに、現行の共済事業の種類からの振り代わりを適切に反映する場合 ロ. 共済契約の継続率について、共済契約の継続率の属性の類似した複数の共済事業の種類は、共済契約の継続率を区分しない場合 ハ. 共済事故の発生率について、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外する場合 ニ. その他、これに準ずる場合 また、共済契約の継続率、共済事故の発生率については、共済事業の種類及び経過年数ごとに設定することを原則とするが、経験データが乏しい場合（あるいは、経験データがない場合）等にあっては、複数の類似する共済事業の種類についてまとめる、経過年数について5年ごと等にまとめる、その他の類似した共済事業の種類の経験データを用いる、国の統計を使用する等、合理的な方法も認められる。</p> <p>第1項第8号 事業経費のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、共済事業の種類ごとに、事業费率が、直近年度の水準のまま維持されることとして設定する方法等、その他の合理的な方法も認められるからである。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>なお、「新契約締結に係る事業経費」は、必ずしも新契約と直接紐付く費用に限定するものではない。例えば、人件費等の間接費について、業務状況に応じて按分等を行うことにより、新契約締結に係る事業経費を推計すること等が考えられる。</p>
第1項第9号	<p>資産配分等資産運用の状況の合理的なシナリオとは、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>(1) ニューマネー</p> <p>次のイからハのいずれかのシナリオを設定する。</p> <p>イ. 直近年度の資産投資割合で資産配分する（ただし、直近年度のニューマネーの資産投資割合が特殊であり、将来にわたり、この資産投資割合を継続するというシナリオが適当でない場合は、基準時点のオールドマネーの資産構成比で、ニューマネーを投資するとしたシナリオを用いることができる。）</p> <p>ロ. すべて、長期国債（国内）に投資する</p> <p>ハ. 直近年度に投資した国債（国内）のデュレーションに応じて、国債に投資する</p> <p>(2) オールドマネー</p> <p>基準時点の資産構成比が、そのまま維持されるものとするが、オールドマネーのうち、満期償還等による再投資分については、ニューマネーに準じる方法又は償還前の資産と同様の資産への再投資として、シナリオを設定する。</p>
第1項第10号	<p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。</p> <p>② 割戻金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイ及びロに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込むこと</p> <p>ロ. 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済事業の種類にあっては、共済事故の発生率の変動に相当する危険差割戻率等の調整を織り込むこと</p> <p>③ 一方、消滅時割戻しについては、評価差額金や責任準備金以外の準備金など将来収支分析において考慮しない財源から発生する部分は、将来の収支に反映しないものとする。ただし、例えば、消滅時割戻しとして死差益を還元している場合など、責任準備金に対応する資産から発生する部分があれば、将来の収支に反映するものとする。</p>
第1項第11号	<p>価格変動準備金、異常危険準備金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイからハに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 外貨建資産の資産運用収益について、利付国庫債券（10年）応募者利回りの水準とみなした場合において、当該外貨建資産を円建債券とみなした価格変動準備金の繰入基準を適用すること</p> <p>ロ. 1号分析期間の中での、危険差損が発生した事業年度において、異常危険準備金Ⅰを繰り入れないこと</p> <p>ハ. 1号分析期間の中での、利差損が発生した事業年度において、異常危険準備金Ⅱを繰り入れないこと</p>
第1項第12号	<p>① 「1号分析期間の期初において既に実施している事業の運営方針の変更」とは、共済掛金率の改定・諸利率の改定等、1号分析期間の期初において実現が確定しているものを指す。事業経費の削減や資産運用方針の変更等については、1号分析期間の期初では実現の可否が確定していないため、反映してはならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>② 関係法令については、1号分析期間の期初までに成立し、1号分析期間の期初以降に施行されるものは、これを反映することとする。ただし、標準利率については、1号分析期間の期初においては変更を反映するが、1号分析期間中は金利シナリオによらず一定で推移するものとする。</p> <p>第1項第5号～第11号 第11条第1項第5号から第11号に関するシナリオについて、告示第6条第2項第2号では、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去3年以上の平均値に基づいた合理的なものであることとされている。</p> <p>第5項 共済計理人は、共済契約の内容や資産等の特性により、当該シナリオに基づき、決定論的1号収支分析（全期間）を行うことが適当でないと判断する場合や、確認の結果に影響を与えるないと判断する場合は、当該シナリオによらず、他の合理的なシナリオに基づき、決定論的1号収支分析（全期間）を行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、当該シナリオを用いず、他の合理的なシナリオを用いることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。 「確認の結果に影響を与えるないと判断する場合」には、例えば、評価日時点で保有している資産をすべて短資に配分するという基本シナリオを設定することもできる。</p> <p>第5項第1号 ① 金利シナリオのイについては、基準時点の国債のイールドカーブから算出されるフォワードレートで推移する金利シナリオのことをいう。 ② 金利シナリオのハとニについては、基本的に、イ及びロの金利シナリオに80%及び120%のいずれかを乗じた金利シナリオを選択するものとし、例えば、イールドカーブが期間とともに上昇する順イールドの環境下においては、ハの金利シナリオは120%、ニの金利シナリオは80%を乗じたものとし、イールドカーブが期間とともに下降する逆イールドの環境下においては、ハの金利シナリオは80%、ニの金利シナリオは120%を乗じたものとする。</p> <p>第5項第3号 ① 外貨建負債のニューマネーについては、負債通貨に対応した資産に投資したものとする。 ② 将来の金利変化等を含めた組合を取巻く環境や経営政策に伴い変動することが想定されている場合には、結果に与える重要性に応じて、それらを見込むことができる。 ③ 予定利率変動型商品の共済掛金率の改定については、結果に与える重要性に応じて、将来の金利変化等を見込むことができる。</p> <p>第5項第4号 債券等の資産については、売却が発生する場合は、金利シナリオによる増減を見込む。</p> <p>第5項第5号 売却が発生する場合は、売却損益を考慮するものとする。</p> <p>第5項第6号 事業の運営方針の変更を反映する際には、分析期間の期初においてすでに実施しているものに加えて、理事会等で決定されている計画等も反映させることができる。</p>
第12条 (責任準備金に関する意見書記載事項)	<p>第1項 ① 追加的な責任準備金を積み立てる方法には、例えば次のイ及びロに掲げる2方式が考えられる。</p> <p>イ. 現時点で積み立てている責任準備金に、不足相当額を実額で積み立てる方法（実額積立方式） ロ. 積立対象となる共済契約を特定し、当該共済契約の予定利率・予定死亡率等を変更し、現時点で積み立てている責任準備金を引き上げることによって積み立てる方法（基礎率変更方式） イ・ロいずれの場合においても、洗替方式（第7条第2項第2号の規定にかかわらず、翌年度以降の1号収支分析において、追加的な</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>責任準備金を除いて 1 号収支分析を行う方式)・切放方式 (翌年度以降の 1 号収支分析において、追加的な責任準備金を含めた 1 号収支分析を行う方式) の 2 方式が考えられるが、いずれの方法で 1 号収支分析を行うこともできる。</p> <p>② 責任準備金不足相当額の積立ては、共済事業の種類ごとに行うことを原則とするが、共済計理人が複数の共済事業の種類についてリスクや収支の構造などに著しい相違がないと判断する場合は、これらの共済事業の種類を合算して、責任準備金不足相当額の積立ての必要性を判断することができる。 この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 1 号収支分析による責任準備金不足相当額の把握は、共済事業の種類ごとに、現時点において、責任準備金 (V) = 責任準備金対応資産 (A) とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 共済事業の種類ごとに、それぞれのシナリオでの $A_{t:x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を次のとおり定める。</p> $A_{t:x} = A_{t-1:x} + \text{当該共済事業の種類の収入} - \text{当該共済事業の種類の支出}$ <p>(2) 確率論的 1 号収支分析 (10 年間) では 90% 以上のシナリオ、決定論的 1 号収支分析 (10 年間) では全てのシナリオにおいて、次のとおり、最初の 5 年間の t 事業年度末 ($t \leq 5$) の $A_{t:x}$ が $V_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金) 以上であることが確認されれば、責任準備金の積み増しは不要である。</p> $\min_{t,x} \{A_{t,x} - V_{t,x}\} \geq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、責任準備金の積み増しが必要である。確率論的 1 号収支分析 (10 年間) では、シナリオごとに次の額を計算した全ての値のうち上位 10% を除いた残りの値において最大となる値を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_t \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>決定論的 1 号収支分析 (10 年間) においては、次の額を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_{t,x} \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>ここで、$i_{k,x}$ とは、x 番目のシナリオにおける k 事業年度 ($k \leq t \leq 5$) の設定金利とする。</p> <p>第 3 項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからホのとおりである。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ ……直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ ……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業費率の引上げなど</p>
第5項	<p>① 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、 　イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載） 　ロ. その結果、責任準備金不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載） 等、具体的な数値を含めて記載する。 また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、1号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ1号収支分析の結果を記載し、この1号収支分析では、責任準備金不足相当額が解消されている（追加的な責任準備金を一部積み立てる場合は、追加的な責任準備金積立分を除いた責任準備金不足相当額が解消されている）ことを示さなければならない。</p> <p>② ただし、金利が低下するシナリオに基づき1号収支分析を行った場合において、利差利回りの低下に相当する利差割戻し等の引下げを織り込んだことにより、責任準備金不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p>
第6項	<p>① 分析結果の把握は、現時点において、責任準備金（R）＝責任準備金対応資産（A）とし、以下のステップに従い行う。 (1) それぞれのシナリオでの $A_{t:x}$（x番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産）を次のとおり定める。</p> $A_{t:x} = A_{t-1:x} + \text{収入} - \text{支出}$

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p style="text-align: center;">  $A_{t,x} = V_{t,x}$ </p> <p>(2) 以下の通り、分析期間の最終時点での $A_{t,x}$ と $V_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金) の差額の現在価値をシナリオ毎の収支相当額とする。</p> $(A_{t,x} - V_{t,x}) \cdot \nu_{t,x}$ <p>ここで $\nu_{t,x}$ とは、x 番目のシナリオにおけるディスカウントファクターとする。なお、ディスカウントファクターについては、金利シナリオや資産運用利回り等を踏まえて、合理的に設定するものとする。</p> <p>② 分析結果の考察を記載する際は、必要に応じて、以下の諸点等を考慮することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 使用したシナリオの評価 ロ. 収支相当額と内部留保等との関係 ハ. 複数のシナリオ間における、分析結果の変化の度合い <p>第7項</p> <p>追加的な責任準備金を取り崩す場合（共済事故の発生率が変動（例えば、死亡率が改善）したため、以前に積み立てた追加的な責任準備金が必要になった場合等）は、取崩し後の責任準備金の積立額をもとに 1 号収支分析を行い、将来において責任準備金に不足が生じないことを附属報告書に記載しなければならない。</p>

(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 15 条 (公正・衡平な割戻し)	<p>第 1 項 公正かつ衡平な割戻しを実現するには、割戻率・割戻所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが、必要不可欠である。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様とすることが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p>
第 16 条 (公正・衡平な割戻しの確認)	<p>第 1 項 共済計理人は、責任準備金に関する意見書に基づき責任準備金の積立てを行ったと仮定し、組合の健全性の水準を考慮した上で、割戻しの公正・衡平性の確認を行わなければならない。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性の確認について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様に確認することが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p> <p>第 3 項 当該事業年度の割戻しの財源の全額が単年度の成果によるものとは限らないことから、その全額を単年度の貢献度に応じて各契約に割り振ることは必ずしも適正とは言えない場合があり、過去から累積された各契約の貢献度を把握する必要がある。そのため、原則として、アセット・シェアの手法に基づき、割戻しが公正かつ衡平であることを確認することが必要である。</p> <p>第 5 項 ① 共済事業規約などで特別な割戻方式を定めている場合には、実務指針要領に記載されている確認方法と異なる方法を用いて、割戻しの公正・衡平性を確認することも認められる。 ② 団体生命共済などについては、アセット・シェアによる検証の対象外とする。</p>
第 17 条 (組合全体の翌期割戻所要額の財源の確認)	<p>第 1 項 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合全体の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p> <p>第 2 項 ① 「組合全体の翌期契約者割戻所要額」及び「組合全体の翌期利用分量割戻所要額」中の「翌年度中に満期等により支払が見込まれる契約に対する通常割戻し」とは、満期到来などに伴う通常割戻金の支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。また、消滅時割戻しは、共済事故の発生、満期到来、解約・失効などに伴う消滅時割戻しの支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。 ② 第 17 条第 2 項の消滅時割戻しには、契約の消滅時に支払われる割戻し以外に、例えば、終身共済の共済掛金払込満了時に支払われる割戻し、個人年金共済の年金開始時に支払われる割戻し等も含まれることとする。</p>
第 18 条 (組合全体の割戻可能財源の確認 全件)	<p>第 1 項 割戻率が決定すると、組合はその支払を保証することとなる。このため、割戻しの支払が最大限度まで発生した場合の財源の裏付けを確認することが必要であり、全件消滅時の割戻所要額の確認を行わなければならない。</p> <p>第 2 項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
消滅ベース)	<p>① 全件消滅時の割戻所要額は、全契約が年間を通じ一様に消滅すると仮定した場合における消滅時割戻しと、通常割戻しの合計額である。</p> <p>② 全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共に事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第3項 「ネット有価証券含み損」とは、有価証券のうち「金融商品に係る会計基準」において時価評価を適用しないものについて、その含み損益の合計額がゼロを下回った場合の、当該ゼロを下回った額である。</p>
第19条 (健全性維持の確認)	<p>① 「組合の経営の健全性維持のための必要額」とは、共済計理人が、規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を参考に、経営状態などを考慮して定めるものとする。</p> <p>② 利用分量割戻しを行っている組合については、「翌期割戻所要額」とは、翌期契約者割戻所要額と翌期利用分量割戻所要額の合計額をいう。</p>
第20条 (共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認)	<p>① 共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認は、第17条又は第18条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認と同様の考え方に基づき行う。</p> <p>② 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、共済事業の種類ごとの翌期利用分量割戻所要額が、当該共済事業の種類の割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p>
第21条 (アセット・シェアと代表契約の選定)	<p>第2項 アセット・シェア方式は、代表契約の選定などにより、共済契約の組合資産に対する貢献度を評価する手法であり、割戻しの公正・公平性の確認に際しては、代表契約についてアセット・シェアを計算する。</p> <p>第3項 ① 代表契約は選定単位ごとに一件ずつ、選定単位の収支状況を最もよく反映する契約として、例えば、次のイからハに掲げる基準等を考慮して選定する。 イ. 共済掛金の対共済金額比、責任準備金の対共済金額比、費差益発生状況、危険差益発生状況などが、選定単位内の平均から乖離しない契約 ロ. 共済金額の占率など選定単位内で最も占率の高い契約 ハ. その他共済計理人が合理的かつ適正であると判断した契約 ② 代表契約は、合理的に決定するのであれば、実際に当該選定単位に存在する契約ではなくモデル契約としてもよい。</p> <p>第4項 第21条第4項第2号の「共済事故の種類」としては、普通死亡、災害死亡、生存、疾病入院、災害入院、要介護状態などが挙げられる。</p>
第22条 (当該事業年度末のアセット・シェアの確認)	<p>第1項 当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共に事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第2項 第22条第2項はアセット・シェアの一般的な算式を示すものであり、算出過程は、組合の実務形態により、直接実額を把握する方式、対共済金額比率などのレートで把握する方式など異なるものを用いることができる。</p> <p>第3項 ① アセット・シェアのパラメータなどの設定に際しては、利源分析等を参考にした上で、組合の経営実態を考慮することとする。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>② 共済計理人は、アセット・シェアの計算において使用する費用・収益の項目のうち、按分計算などによりその額又はレートを定めるものについては、必要に応じて合理的な推定値を使用するなどにより適切に定めなければならない。</p> <p>③ 費用・収益の項目の按分計算の基準としては、件数、共済金、危険共済金、責任準備金、共済掛金、付加掛金などが考えられる。</p> <p>④ 第22条第3項第4号における、「妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる」とは、例えば、生命共済契約の死亡率は、終身生命共済、定期生命共済などを合算して把握できるということを示す。ただし、例えば、死亡率は同じでも群団の死亡実績は共済契約の継続率の差異により異なるなど、その他の要素の状況により実績が異なることについて留意が必要である。</p> <p>第4項</p> <p>第22条第4項に規定するアセット・シェアの初期値の設定については、例えば、次のイ及びロに掲げる方法が考えられる。この際、経過年数によっては、マイナスの初期値が存在し得ることに留意する必要がある。</p> <p>イ. 一定事業年度まで遡り、組合の実績値を用いて、アセット・シェアを計算する。計算起点における資産の分配はその時点の責任準備金などに比例して行う。</p> <p>ロ. 取得原価ベースの資産額から、資本勘定相当額を控除し、その残額を責任準備金比例で割り当てる。評価差額金については、その時点で消滅した場合の消滅時割戻金額比例で割り当てる。</p>
第23条 (将来のアセット・シェアの確認)	<p>第1項</p> <p>代表契約の将来のアセット・シェアの確認においては、消滅時割戻しはアセット・シェアの最終精算であることから確認の対象外とし、通常割戻しが現行水準で継続した場合のアセット・シェアの過不足を確認するものとする。</p> <p>第4項</p> <p>① 将來のアセット・シェアを計算する際のシナリオは、割戻水準の変更が将来的環境の変化を吸収するとの考え方に対し、あらゆる要素について、原則として現状が維持されることを前提とする。</p> <p>② ただし、既に事業の運営方針の変更などが示されており、明らかに直近の実績と異なることが予測される場合には、共済計理人の判断により、事業経費上昇率などのシナリオを変更することができる。</p> <p>③ 共済事故の発生率は、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外して設定することができる。ただし、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第24条 (割戻しに関する意見書記載事項)	<p>第1項</p> <p>第17条、第18条及び第19条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認において、そのいずれかで問題がある場合は、第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認の結果を考慮し、割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第1項、第2項</p> <p>第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、全件消滅ベースの割戻所要額が、割戻可能財源の範囲内であることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>① 第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認において、現時点における割戻しの財源が不足していると判断する場合は、原則として問題のある共済事業の種類の割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>② 第22条に規定する代表契約の当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、著しく問題がある場合には、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>③ 第23条に規定する代表契約の将来のアセット・シェアの確認において問題がある場合には、割戻率は現時点では問題がなくとも、将来にお</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第3項	<p>いて問題が生じることを示しており、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第24条第2項に規定する特別な場合とは、例えば次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none">将来、資産内容の改善が十分に見込まれる場合において、第22条の確認におけるアセット・シェアの計算の際に、その将来の資産内容の改善を考慮すると当該事業年度の割戻しは「適正」であると判断できる場合

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第 25 条 (財産の状況の確認)	<p>第 1 項 3 号収支分析では、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第 2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業継続基準を満たすことができないかどうかの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うものであり、したがって、3 号収支分析は、1 号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うこととなる。 ② 適正な責任準備金の水準は、共済事業の種類によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらによらず、一律に定められたものである。 ③ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来の保有契約高や再共済・再保険の状況から算出する方法のほか、基準時点の共済リスク相当額をもとに将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができる。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準時点の共済リスク相当額を用いることもできることとする。 ④ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第 9 条第 5 項の規定を適用し、共済リスク相当額及び資産運用リスク相当額に加え、その他のリスクに係るリスク相当額も考慮して計算した額を控除額とする等、第 25 条第 2 項第 2 号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて、別の方法（3 号収支分析のうち、第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。
第 26 条 (事業継続基準に係る額の計算)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 26 条の全期チルメル式責任準備金の計算は、次のイからハに基づき行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数 ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額 ハ. チルメル期間：掛金払込期間 ② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい事業継続基準の確認となるため、平準純共済掛金式を採用したときに事業継続基準を満たす場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式による責任準備金を計算しても差し支えない。
第 27 条 (3 号収支分析の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ① 3 号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債及び純資産のマッチングを行い、事業継続基準を満たすことができないかどうかを確認する。 ② 3 号収支分析では、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。 ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、クローズド型の将来収支分析を用いることとなる。 ③ 3 号分析期間は少なくとも 10 年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 3 号分析期間を設定することができる。 ④ 1 号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うこととしているが、3 号収支分析は、組合全体について行う。
第 28 条 (3 号基本シ	第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
ナリオ)	<p>第1項第2号 決定論的1号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p> <p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断する場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものに含めて割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断する場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、基準時点の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとすることが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に据置割戻しに付される利息の額が、据置割戻しから引き出される額に等しいとみなしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 第28条第1項第5号に、「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入れ・取崩しを行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。 また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>
第29条 (事業継続基準に関する意見書記載事項)	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第3項 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからへのとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制</p> <p>……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ</p> <p>……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業費率の引上げなど</p> <p>ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）</p> <p>……翌年度から実施し、3号分析期間において維持可能と想定される、出再額の引上げなど</p> <p>第4項</p> <p>「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行う場合であれば、割戻率の引下幅の大きい方を実施するという意味である。</p> <p>また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引下げ）だけを実施することも可とするからである。</p> <p>第5項</p> <p>① 意見書に、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、</p> <p>イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなければならない。</p> <p>② ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p>
第31条 (支払余力総	第31条各号の確認は、支払余力総額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。 第6号

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
額)	共済掛金積立金等余剰部分について、計算された結果がマイナスとなる場合は、ゼロとする。
第 32 条 (3 号の 2 収支分析の実施)	<p>第 1 項</p> <p>① 3 号の 2 収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の収支残による事業継続基準に係る額の積立てが可能かどうかを把握するものである。</p> <p>② 3 号の 2 収支分析では、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 34 条 (3 号の 2 基本シナリオ)	<p>第 2 号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>② 共済計理人が合理的と判断できる場合は、3 号の 2 収支分析は、1 号収支分析又は 3 号収支分析と異なる 3 号の 2 基本シナリオを設定することができるものとする。例えば、その他の収支分析ではオープン型の収支分析とする一方、3 号の 2 収支分析ではクローズド型の収支分析とした場合、その差異を踏まえた事業経費のシナリオとすることも考えられる。</p> <p>第 4 号</p> <p>共済計理人は、組合全体で異常危険準備金の積立限度が減少している場合など、合理的と判断できる場合は、価格変動準備金及び異常危険準備金等の取崩しができるものとする。</p> <p>これも 3 号の 2 基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 35 条 (共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定)	<p>第 1 項</p> <p>3 号の 2 収支分析による共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の把握は、現時点において、事業継続基準に係る額 (i) = 事業継続基準に係る額の対応資産 (A) とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 3 号の 2 収支分析のシナリオでの A_t (t 事業年度末の事業継続基準に係る額の対応資産) を次のとおり定める。 $A_t = A_{t-1} + \text{組合全体の収入} - \text{組合全体の支出}$</p> <p>(2) 3 号の 2 分析期間中の t 事業年度末 ($t \leq 5$)において、A_t が 3 号の 2 収支分析のシナリオでの V_t (t 事業年度末の事業継続基準に係る額) 以上であることが確認されれば、共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限はゼロとなる。</p> $\min_t \{A_t - V_t\} \geq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、次の額を共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限とする。</p> $\max_t \left\{ (V_t - A_t) / \prod_{k=1}^t (1+i_k) \right\}$ <p>ここで、i_k とは、k 事業年度 ($k \leq t \leq 5$) の設定金利とする。</p> <p>なお、共済計理人が計算した共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限を、組合が算定を行う前に、参考値として組合に提示することも考えられる。</p>
第 36 条 (リスクの合計額)	<p>第 36 条各号の確認は、リスクの合計額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第 1 号</p> <p>規則第 166 条の 3 第 1 号に定める額のうち、規程第 4 条の 5 第 1 項第 2 号に定める額の計算において、規程別表第 2 ただし書きに定めるリスクカーブを設定できない種類の共済について正味共済金額及び被災率等に基づいて計算されている場合には、当該計算方法が共済の数理に基づき妥当であるかどうかについて確認することとする。</p>

(意見書)

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
第38条 (意見書の記載総論)	<p>第1項</p> <p>① 第38条第1項に規定する意見書の記載事項のうち第1号、第2号及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「財産の状況に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え、利用分量割戻しに関する事項を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>第38条第2項に規定する事項については、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(なお、) この意見書は最近の状況（から想定した前提）をもとに作成したものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示すその他の文言と重複する文言を省略することが可能である（以下同じ。）。</p> <p>第3項</p> <p>第38条第3項に規定する事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(また、) ○○○○の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成したものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>「○○○○の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>
第39条 (法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載)	<p>第1項</p> <p>責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 責任準備金の積立てが、適正に行われている場合 「法第50条の12第1項第1号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「○○共済及び○○共済については、○○○○円の不足額が生じておりますが、○○年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てていない場合 「○○共済及び○○共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しておりますが、○○○○円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額の積立てを全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第50条の12第1項第1号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約について、○○○○（事業運営の方針の変更）を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題がないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立てが、不十分である場合 「○○共済、○○共済、○○共済については、○○○○（事業の運営方針の変更）を行った上で、責任準備金の不足相当額として、○○○○円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p> <p>第2項</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した1号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。なお、1号分析期間を全期間とした1号収支分析については、収支分析を行った共済事業の種類ごとに、収支相当額を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第40条 (法第50条の 12 第1項第2 号等に関する 意見書の記 載)	<p>第1項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれに対し、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合</p> <p>「法第50条の12第1項第2号に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>「『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻しの財源が確保できていない場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業の種類において、割戻しの財源が確保できていない場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用する場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に割戻水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合</p> <p>「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づく検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項</p> <p>割戻しに関する意見書においては、組合全体の割戻しの財源の確認、健全性維持の確認、共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認及び代表契約のアセット・シェアの確認の結果について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて記載する必要がある。</p>
第41条 (法第50条の 12 第1項第3 号に関する意 見書の記載)	<p>第1項</p> <p>① 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、次の(1)から(4)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を満たすことができる場合</p> <p>「法第50条の12第1項第3号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	<p>(2) 事業継続基準を満たすことができない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済事業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った上で、事業継続基準を満たすことができる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、○○○○（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できるものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第 29 条第 1 項ただし書の規定を適用する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、実務指針要領第 29 条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。 しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>② 支払余力比率の確認の結果について、例えば、次の(1)及び(2)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 支払余力比率が適当な場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく確認を行った結果、 <input type="radio"/> 法第 50 条の 5 第 1 号に掲げる額は規則第 166 条の 2 の規定に照らして適正であること <input type="radio"/> 法第 50 条の 5 第 2 号に掲げる額は規則第 166 条の 3 の規定に照らして適正であること を確認し、規程第 4 条の 2 の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であると確認しました。」</p> <p>(2) 支払余力比率が適当でない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく確認を行った結果、 <input type="radio"/> 法第 50 条の 5 第 1 号に掲げる額は規則第 166 条の 2 の規定に照らして適正であること <input type="radio"/> 法第 50 条の 5 第 2 号に掲げる額は規則第 166 条の 3 の規定に照らして適正であること を確認しました。したがいまして、規程第 4 条の 2 の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当でないと思料いたします。」</p> <p>③ 事業継続基準及び支払余力比率の確認について、意見書及び附属報告書を分離して作成することもできるものとする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準を満たすことができない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を満たすことができる旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した 3 号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第 3 項</p> <p>① 支払余力比率が適当でない旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p>

項目	「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
	② 実務指針要領に準拠した3号の2収支分析の分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

目次	
(総則)	
第 1 条 実務指針要領.....	1
第 3 条の 3 意見書の監事への通知.....	1
第 4 条 監事との協力.....	1
第 5 条 実務指針要領の改定.....	2
(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)	
第 6 条 責任準備金.....	3
第 7 条 責任準備金積立の確認.....	3
第 8 条 1 号収支分析の実施	3
第 9 条 確率論的 1 号収支分析	4
第 11 条 1 号基本シナリオ	4
第 12 条 責任準備金に関する意見書記載事項.....	10
(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)	
第 15 条 公正・衡平な割戻し.....	15
第 16 条 公正・衡平な割戻しの確認.....	15
第 17 条 組合全体の翌期割戻し所要額の財源の確認.....	16
第 18 条 組合全体の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース	16
第 19 条 健全性維持の確認	17
第 20 条 共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認	17
第 21 条 アセット・シェアと代表契約の選定	17
第 22 条 当該事業年度末のアセット・シェアの確認	18
第 23 条 将来のアセット・シェアの確認	19
第 24 条 割戻しに関する意見書記載事項	19
(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)	
第 25 条 財産の状況の確認	21
第 26 条 事業継続基準に係る額の計算	22
第 27 条 3 号収支分析の実施	22
第 28 条 3 号基本シナリオ	22
第 29 条 事業継続基準に関する意見書記載事項	24
第 31 条 支払余力総額	26
第 32 条 3 号の 2 収支分析の実施	26
第 34 条 3 号の 2 基本シナリオ	26
第 35 条 共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定	27
第 36 条 リスクの合計額	28
(意見書)	
第 38 条 意見書の記載総論	29
第 39 条 法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に関する意見書の記載	29
第 40 条 法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等に関する意見書の記載	31
第 41 条 法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に関する意見書の記載	32

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成 19 年	2 月	8 日制定
平成 22 年	3 月	11 日改正
平成 25 年	4 月	15 日改正
平成 27 年	4 月	22 日改正
平成 28 年	4 月	19 日改正
平成 29 年	4 月	19 日改正
平成 30 年	4 月	20 日改正

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(総則)

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第1条 (実務指針要領)	<p>① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。</p> <p>② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「第〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p> <p>第2項</p> <p>実務指針要領は、生協委員会が実務指針等検討委員会に依頼して、共済計理人が法第50条の12第1項に規定する共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている告示第2条第5号に掲げる「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、共済計理人の確認業務が法令、告示及び実務指針要領に基づいて行われた場合、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項</p> <p>共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>	<p>① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。</p> <p>② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「第〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p> <p>第2項</p> <p>実務指針要領は、生協委員会が実務指針等検討委員会に依頼して、共済計理人が法第50条の12第1項に規定する共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている告示第2条第5号に掲げる「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、共済計理人の確認業務が法令、告示及び実務指針要領に基づいて行われた場合、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項</p> <p>共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>
第3条の3 (意見書の監事への通知)	第3条の3の「監事」には、監事（会計監査人監査組合（規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。）にあっては監事及び会計監査人）のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。	第3条の3の「監事」には、監事（会計監査人監査組合（規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。）にあっては監事及び会計監査人）のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。
第4条 (監事との協力)	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。</p> <p>② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知した後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供に</p>	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。</p> <p>② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知した後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供に</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	について要請があった場合は、速やかにこれを提供しなければならない。	について要請があった場合は、速やかにこれを提供しなければならない。
第5条 (実務指 針 要 領 の改定)	実務指針等検討委員会は、共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領の改定の必要性の確認を速やかに行う。	実務指針等検討委員会は、共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領の改定の必要性の確認を速やかに行う。

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第 6 条 (責任準備金)	<p>責任準備金中の共済掛金積立金は、「現時点で予測される合理的なリスク」(いわゆる reasonable risk)を担保するものであり、「合理的なリスクを超えるリスク」(いわゆる plausible risk)は、責任準備金中の異常危険準備金、価格変動準備金などのソルベンシー・マージンの構成項目により担保する。</p>	<p>責任準備金中の共済掛金積立金は、「現時点で予測される合理的なリスク」(いわゆる reasonable risk)を担保するものであり、「合理的なリスクを超えるリスク」(いわゆる plausible risk)は、責任準備金中の異常危険準備金、価格変動準備金などのソルベンシー・マージンの構成項目により担保する。</p>
第 7 条 (責任準備金積立の確認)	<p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金は、共済掛金積立金、未経過共済掛金、異常危険準備金が、それぞれ、規則第 179 条に基づき、適正に計算され、積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>② 1号収支分析は、原則として共済掛金積立金の十分性を確認するものであり、算出方法書に記載された方法による責任準備金の積立てを、将来にわたって維持できるかどうかを判断するものである。</p> <p>③ 1号収支分析による共済掛金積立金の確認に際して、年払契約や前納契約が多い場合など、未経過共済掛金の将来の収支への影響が大きいと共済計理人が判断する場合には、1号収支分析の対象に未経過共済掛金を加えることができる。</p> <p>第 5 項</p> <p>第 7 条第 5 項各号の条件に合致する共済契約としては、次のイ及びロに掲げるものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済掛金積立金を積み立てることを要しない共済契約 火災共済、自動車共済、団体定期生命共済などの共済期間が 1 年以下である共済契約 ロ. 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある共済契約 団体年金共済などの共済契約 	<p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金は、共済掛金積立金、未経過共済掛金、異常危険準備金が、それぞれ、規則第 179 条に基づき、適正に計算され、積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>② 1号収支分析は、原則として共済掛金積立金の十分性を確認するものであり、算出方法書に記載された方法による責任準備金の積立てを、将来にわたって維持できるかどうかを判断するものである。</p> <p>③ 1号収支分析による共済掛金積立金の確認に際して、年払契約や前納契約が多い場合など、未経過共済掛金の将来の収支への影響が大きいと共済計理人が判断する場合には、1号収支分析の対象に未経過共済掛金を加えることができる。</p> <p>第 5 項</p> <p>第 7 条第 5 項各号の条件に合致する共済契約としては、次のイ及びロに掲げるものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済掛金積立金を積み立てることを要しない共済契約 火災共済、自動車共済、団体定期生命共済などの共済期間が 1 年以下である共済契約 ロ. 共済事業規約において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある共済契約 団体年金共済などの共済契約
第 8 条 (1号収支分析の実施)	<p>第 1 項</p> <p>① 1号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、資産と負債のマッチングの状況を把握するものである。</p> <p>② 1号収支分析には、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（以下</p>	<p>第 1 項</p> <p>① 1号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、資産と負債のマッチングの状況を把握するものである。</p> <p>② 1号収支分析には、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（以下</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>「オープン型の将来収支分析」という。) と、すでに締結している共済契約のみで実行する方式（以下「クローズド型の将来収支分析」という。）があるが、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>③ <u>確率論的 1 号収支分析（10 年間）及び決定論的 1 号収支分析（10 年間）において 1 号分析期間は少なくとも 10 年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 1 号分析期間を設定することができる。</u></p> <p>④ <u>ただし書きの「全期間ではない期間とすることができる」場合には、例えば、分析期間後の契約量が少ない等、分析結果に及ぼす影響が小さい場合等が挙げられる。</u></p> <p>第 2 項 複数の共済事業の種類をまとめて 1 号収支分析を行う場合として、例えば、一般に契約量も少なく、全体収支に及ぼす影響が小さい共済事業の種類においては、その他の適当な共済事業の種類とまとめて 1 号収支分析を行う場合等が挙げられる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>「オープン型の将来収支分析」という。) と、すでに締結している共済契約のみで実行する方式（以下「クローズド型の将来収支分析」という。）があるが、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>③ 1 号分析期間は少なくとも 10 年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い 1 号分析期間を設定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 2 項 ① 複数の共済事業の種類をまとめて 1 号収支分析を行う場合として、例えば、一般に契約量も少なく、全体収支に及ぼす影響が小さい共済事業の種類においては、その他の適当な共済事業の種類とまとめて 1 号収支分析を行う場合等が挙げられる。 ② 複数の共済事業の種類をまとめて 1 号収支分析を行う場合には、合理的であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第 9 条 (確率論的 1 号収支分析)	第 1 項 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。	第 1 項 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。
第 11 条 (1 号基本シナリオ)	<p>第 1 項 決定論的 1 号収支分析（10 年間）においては、シナリオを決定する各要素の相関性（例えば、金利と共に契約の継続率との相関関係など）、将来の事業の運営方針の変更、新契約進展率の変動などによる影響を、必ずしも反映しなくてもよい。</p> <p>第 1 項第 1 号 ① 決定論的 1 号収支分析（10 年間）は、原則として、第 1 項第</p>	<p>決定論的 1 号収支分析においては、シナリオを決定する各要素の相関性（例えば、金利と共に契約の継続率との相関関係など）、将来の事業の運営方針の変更、新契約進展率の変動などによる影響を、必ずしも反映しなくてもよい。</p> <p>第 1 項第 1 号 ① 決定論的 1 号収支分析は、原則として、第 1 項第 1 号に規定</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>1号に規定する金利シナリオを用いて行うこととする。ただし、基準時点の<u>利付国庫債券（10年）応募者利回り</u>が、1号分析期間期初における標準利率（第11条第1項第12号を適用したものとする。以下同じ。）とほぼ同水準であるか、あるいは、基準時点の<u>利付国庫債券（10年）応募者利回り</u>が、1号分析期間期初における標準利率を下回る場合には、参考として、次のハの金利シナリオも用いて行う。ハの金利シナリオを用いる場合、原則として、上記の要件に該当する共済契約を含む共済事業の種類に対して当該シナリオによる1号収支分析を行うものとする。</p> <p>ハ. 無リスク利回りが、同時に10%低下（例えば、基準時点の<u>利付国庫債券（10年）応募者利回り</u>が2%の場合は1.8%に低下）し、以降は一定で推移するシナリオ</p> <p>② 利息及び配当金収入の反映においては、決定論的1号収支分析（10年間）を行う共済事業の種類の有利子負債占率を考慮し、利回りを計算することができる。 これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第1項第4号 外貨建資産の資産運用収益の「その他、合理的な方法」とは、ニューマネー（新たに収入される共済掛金及び資産運用収益等により、前事業年度末よりも増加した分の資産を「ニューマネー」という。なお、前事業年度末よりも資産が減少している場合は、ニューマネーはないものとする。以下同じ。）については、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネー（ニューマネー以外の資産を「オールドマネー」という。以下同じ。）については、当該資産の運用収益をそのまま収入とする（為替の換算率は基準時点のものを使用する）方法である。</p> <p>第1項第5号、第6号、第7号 新契約の共済事業の種類の構成比、共済契約の継続率、共済事故の発生率のシナリオの中で「原則として」とあるのは、例えば、次のイから二のようなときには、共済計理人の判断により、原則と異なるシナリオを設定する方が適正な場合があるからである。なお、原則と異なるシナリオを設定した場</p>	<p>する金利シナリオを用いて行うこととする。ただし、基準時点の<u>長期国債応募者利回り</u>が、1号分析期間期初における標準利率（第11条第1項第12号を適用したものとする。以下同じ。）とほぼ同水準であるか、あるいは、基準時点の<u>長期国債応募者利回り</u>が、1号分析期間期初における標準利率を下回る場合には、参考として、次のハの金利シナリオも用いて行う。ハの金利シナリオを用いる場合、原則として、上記の要件に該当する共済契約を含む共済事業の種類に対して当該シナリオによる1号収支分析を行うものとする。</p> <p>ハ. 無リスク利回りが、同時に10%低下（例えば、基準時点の<u>長期国債応募者利回り</u>が2%の場合は1.8%に低下）し、以降は一定で推移するシナリオ</p> <p>② 利息及び配当金収入の反映においては、決定論的1号収支分析を行う共済事業の種類の有利子負債占率を考慮し、利回りを計算することができる。 これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第1項第4号 外貨建資産の資産運用収益の「その他、合理的な方法」とは、ニューマネー（新たに収入される共済掛金及び資産運用収益等により、前事業年度末よりも増加した分の資産を「ニューマネー」という。なお、前事業年度末よりも資産が減少している場合は、ニューマネーはないものとする。以下同じ。）については、すべて、長期国債（国内）に投資したものとし、オールドマネー（ニューマネー以外の資産を「オールドマネー」という。以下同じ。）については、当該資産の運用収益をそのまま収入とする（為替の換算率は基準時点のものを使用する）方法である。</p> <p>第1項第5号、第6号、第7号 新契約の共済事業の種類の構成比、共済契約の継続率、共済事故の発生率のシナリオの中で「原則として」とあるのは、例えば、次のイから二のようなときには、共済計理人の判断により、原則と異なるシナリオを設定する方が適正な場合があるからである。なお、原則と異なるシナリオを設定した場</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>合も 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 新契約の共済事業の種類の構成比について、ある共済事業の種類の推進停止が決定しているときに、その旨を翌年度以降の共済事業の種類の構成比に反映する場合、あるいは、新しい共済事業の種類の実施が予定されているときに、現行の共済事業の種類からの振り代わりを適切に反映する場合</p> <p>ロ. 共済契約の継続率について、共済契約の継続率の属性の類似した複数の共済事業の種類は、共済契約の継続率を区分しない場合</p> <p>ハ. 共済事故の発生率について、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外する場合</p> <p>ニ. その他、これに準ずる場合</p> <p>また、共済契約の継続率、共済事故の発生率については、共済事業の種類及び経過年数ごとに設定することを原則とするが、経験データが乏しい場合（あるいは、経験データがない場合）等にあっては、複数の類似する共済事業の種類についてまとめる、経過年数について 5 年ごと等にまとめる、他の類似した共済事業の種類の経験データを用いる、国の統計を使用する等、合理的な方法も認められる。</p> <p>第1項第8号</p> <p>事業経費のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、共済事業の種類ごとに、事業费率が、直近年度の水準のまま維持されることとして設定する方法等、その他の合理的な方法も認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>なお、「新契約締結に係る事業経費」は、必ずしも新契約と直接紐付く費用に限定するものではない。例えば、人件費等の間接費について、業務状況に応じて按分等を行うことにより、新契約締結に係る事業経費を推計すること等が考えられる。</p> <p>第1項第9号</p> <p>資産配分等資産運用の状況の合理的なシナリオとは、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p>	<p>合も 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 新契約の共済事業の種類の構成比について、ある共済事業の種類の推進停止が決定しているときに、その旨を翌年度以降の共済事業の種類の構成比に反映する場合、あるいは、新しい共済事業の種類の実施が予定されているときに、現行の共済事業の種類からの振り代わりを適切に反映する場合</p> <p>ロ. 共済契約の継続率について、共済契約の継続率の属性の類似した複数の共済事業の種類は、共済契約の継続率を区分しない場合</p> <p>ハ. 共済事故の発生率について、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外する場合</p> <p>ニ. その他、これに準ずる場合</p> <p>また、共済契約の継続率、共済事故の発生率については、共済事業の種類及び経過年数ごとに設定することを原則とするが、経験データが乏しい場合（あるいは、経験データがない場合）等にあっては、複数の類似する共済事業の種類についてまとめる、経過年数について 5 年ごと等にまとめる、他の類似した共済事業の種類の経験データを用いる、国の統計を使用する等、合理的な方法も認められる。</p> <p>第1項第8号</p> <p>事業経費のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、共済事業の種類ごとに、事業费率が、直近年度の水準のまま維持されることとして設定する方法等、その他の合理的な方法も認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>なお、「新契約締結に係る事業経費」は、必ずしも新契約と直接紐付く費用に限定するものではない。例えば、人件費等の間接費について、業務状況に応じて按分等を行うことにより、新契約締結に係る事業経費を推計すること等が考えられる。</p> <p>第1項第9号</p> <p>資産配分等資産運用の状況の合理的なシナリオとは、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>(1) ニューマネー</p> <p>次のイからハのいずれかのシナリオを設定する。</p> <p>イ. 直近年度の資産投資割合で資産配分する（ただし、直近年度のニューマネーの資産投資割合が特殊であり、将来にわたり、この資産投資割合を継続するというシナリオが適当でない場合は、基準時点のオールドマネーの資産構成比で、ニューマネーを投資するとしたシナリオを用いることができる。）</p> <p>ロ. すべて、長期国債（国内）に投資する</p> <p>ハ. 直近年度に投資した国債（国内）のデュレーションに応じて、国債に投資する</p> <p>(2) オールドマネー</p> <p>基準時点の資産構成比が、そのまま維持されるものとするが、オールドマネーのうち、満期償還等による再投資分については、ニューマネーに準じる方法又は償還前の資産と同様の資産への再投資として、シナリオを設定する。</p> <p>第1項第10号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。</p> <p>② 割戻金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイ及びロに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込むこと</p> <p>ロ. 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済事業の種類にあっては、共済事故の発生率の変動に相当する危険差割戻率等の調整を織り込むこと</p> <p>③ 一方、消滅時割戻しについては、評価差額金や責任準備金以外の準備金など将来収支分析において考慮しない財源から発生する部分は、将来の収支に反映しないものとする。ただし、例えば、消滅時割戻しとして死差益を還元している場合など、責任準備金に対応する資産から発生する部分があれば、将来の収支に反映するものとする。</p> <p>第1項第11号</p>	<p>(1) ニューマネー</p> <p>次のイからハのいずれかのシナリオを設定する。</p> <p>イ. 直近年度の資産投資割合で資産配分する（ただし、直近年度のニューマネーの資産投資割合が特殊であり、将来にわたり、この資産投資割合を継続するというシナリオが適当でない場合は、基準時点のオールドマネーの資産構成比で、ニューマネーを投資するとしたシナリオを用いることができる。）</p> <p>ロ. すべて、長期国債（国内）に投資する</p> <p>ハ. 直近年度に投資した国債（国内）のデュレーションに応じて、国債に投資する</p> <p>(2) オールドマネー</p> <p>基準時点の資産構成比が、そのまま維持されるものとするが、オールドマネーのうち、満期償還等による再投資分については、ニューマネーに準じる方法又は償還前の資産と同様の資産への再投資として、シナリオを設定する。</p> <p>第1項第10号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいう。</p> <p>② 割戻金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイ及びロに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも1号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込むこと</p> <p>ロ. 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する共済事業の種類にあっては、共済事故の発生率の変動に相当する危険差割戻率等の調整を織り込むこと</p> <p>③ 一方、消滅時割戻しについては、評価差額金や責任準備金以外の準備金など将来収支分析において考慮しない財源から発生する部分は、将来の収支に反映しないものとする。ただし、例えば、消滅時割戻しとして死差益を還元している場合など、責任準備金に対応する資産から発生する部分があれば、将来の収支に反映するものとする。</p> <p>第1項第11号</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>価格変動準備金、異常危険準備金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイからハに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 外貨建資産の資産運用収益について、<u>利付国庫債券（10 年）応募者利回り</u>の水準とみなした場合において、当該外貨建資産を円建債券とみなした価格変動準備金の繰入基準を適用すること</p> <p>ロ. 1 号分析期間の中で、危険差損が発生した事業年度において、異常危険準備金 I を繰り入れないこと</p> <p>ハ. 1 号分析期間の中で、利差損が発生した事業年度において、異常危険準備金 II を繰り入れないこと</p> <p>第 1 項第 12 号</p> <p>① 「1 号分析期間の期初において既に実施している事業の運営方針の変更」とは、共済掛金率の改定・諸利率の改定等、1 号分析期間の期初において実現が確定しているものを指す。事業経費の削減や資産運用方針の変更等については、1 号分析期間の期初では実現の可否が確定していないため、反映してはならない。</p> <p>② <u>関係法令</u>については、1 号分析期間の期初までに成立し、1 号分析期間の期初以降に施行されるものは、これを反映することとする。ただし、標準利率については、1 号分析期間の期初においては変更を反映するが、1 号分析期間中は金利シナリオによらず一定で推移するものとする。</p> <p>第 1 項第 5 号～第 11 号</p> <p>第 11 条第 1 項第 5 号から第 11 号に関するシナリオについて、告示第 6 条第 2 項第 2 号では、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去 3 年以上の平均値に基づいた合理的なものであることとされている。</p> <p>第 5 項</p> <p>共済計理人は、共済契約の内容や資産等の特性により、当該シナリオに基づき、決定論的 1 号収支分析（全期間）を行うことが適当ないと判断する場合や、確認の結果に影響を与えないと判断する場合は、当該シナリオによらず、他の合理的なシナリオに基づき、決定論的 1 号収支分析（全期間）を</p>	<p>価格変動準備金、異常危険準備金のシナリオの中で、「原則として」とあるのは、次のイからハに掲げる取扱いが認められるからである。</p> <p>これも 1 号基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 外貨建資産の資産運用収益について、<u>長期国債応募者利回り</u>の水準とみなした場合において、当該外貨建資産を円建債券とみなした価格変動準備金の繰入基準を適用すること</p> <p>ロ. 1 号分析期間の中で、危険差損が発生した事業年度において、異常危険準備金 I を繰り入れないこと</p> <p>ハ. 1 号分析期間の中で、利差損が発生した事業年度において、異常危険準備金 II を繰り入れないこと</p> <p>第 1 項第 12 号</p> <p>① 「1 号分析期間の期初において既に実施している事業の運営方針の変更」とは、共済掛金率の改定・諸利率の改定等、1 号分析期間の期初において実現が確定しているものを指す。事業経費の削減や資産運用方針の変更等については、1 号分析期間の期初では実現の可否が確定していないため、反映してはならない。</p> <p>② 法令については、1 号分析期間の期初までに成立し、1 号分析期間の期初以降に施行されるものは、これを反映することとする。ただし、標準利率については、1 号分析期間の期初においては変更を反映するが、1 号分析期間中は金利シナリオによらず一定で推移するものとする。</p> <p>第 1 項第 5 号～第 11 号</p> <p>第 11 条第 1 項第 5 号から第 11 号に関するシナリオについて、告示第 6 条第 2 項第 2 号では、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去 3 年以上の平均値に基づいた合理的なものであることとされている。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

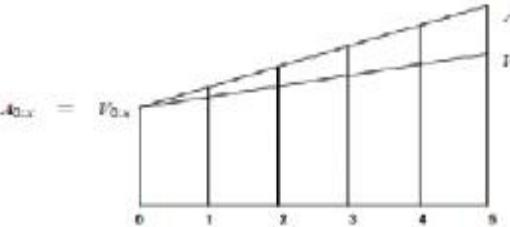
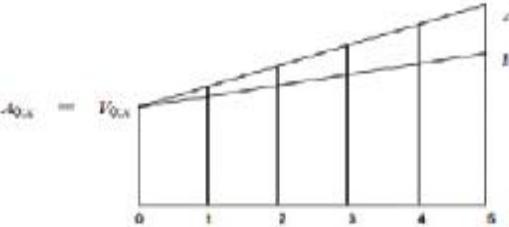
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、当該シナリオを用いず、他の合理的なシナリオを用いることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。 「確認の結果に影響を与えるないと判断する場合」には、例えば、評価日時点で保有している資産をすべて短資に配分するという基本シナリオを設定することもできる。</p> <p>第5項第1号</p> <p>① 金利シナリオのイについては、基準時点の国債のイールドカーブから算出されるフォワードレートで推移する金利シナリオのことをいう。</p> <p>② 金利シナリオのハとニについては、基本的に、イ及びロの金利シナリオに 80% 及び 120% のいずれかを乗じた金利シナリオを選択するものとし、例えば、イールドカーブが期間とともに上昇する順イールドの環境下においては、ハの金利シナリオは 120%、ニの金利シナリオは 80% を乗じたものとし、イールドカーブが期間とともに下降する逆イールドの環境下においては、ハの金利シナリオは 80%、ニの金利シナリオは 120% を乗じたものとする。</p> <p>第5項第3号</p> <p>① 外貨建負債のニューマネーについては、負債通貨に対応した資産に投資したものとする。</p> <p>② 将来の金利変化等を含めた組合を取巻く環境や経営政策に伴い変動することが想定されている場合には、結果に与える重要性に応じて、それらを見込むことができる。</p> <p>③ 予定利率変動型商品の共済掛金率の改定については、結果に与える重要性に応じて、将来の金利変化等を見込むことができる。</p> <p>第5項第4号</p> <p>債券等の資産については、売却が発生する場合は、金利シナリオによる増減を見込む。</p> <p>第5項第5号</p> <p>売却が発生する場合は、売却損益を考慮するものとする。</p> <p>第5項第6号</p> <p>事業の運営方針の変更を反映する際には、分析期間の期初においてすでに実施しているものに加えて、理事会等で決定されている計画等も反映させることができる。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第12条 (責任準備金に関する意見書記載事項)	<p>第1項</p> <p>① 追加的な責任準備金を積み立てる方法には、例えば次のイ及びロに掲げる2方式が考えられる。</p> <p>イ. 現時点で積み立てている責任準備金に、不足相当額を実額で積み立てる方法（実額積立方式）</p> <p>ロ. 積立対象となる共済契約を特定し、当該共済契約の予定利率・予定死亡率等を変更し、現時点で積み立てている責任準備金を引き上げることによって積み立てる方法（基礎率変更方式）</p> <p>イ・ロいずれの場合においても、洗替方式（第7条第2項第2号の規定にかかわらず、翌年度以降の1号収支分析において、追加的な責任準備金を除いて1号収支分析を行う方式）・切放方式（翌年度以降の1号収支分析において、追加的な責任準備金を含めた1号収支分析を行う方式）の2方式が考えられるが、いずれの方法で1号収支分析を行うこともできる。</p> <p>② 責任準備金不足相当額の積立ては、共済事業の種類ごとに行うことを原則とするが、共済計理人が複数の共済事業の種類についてリスクや収支の構造などに著しい相違がないと判断する場合は、これらの共済事業の種類を合算して、責任準備金不足相当額の積立ての必要性を判断することができる。 この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>① 1号収支分析による責任準備金不足相当額の把握は、共済事業の種類ごとに、現時点において、責任準備金（R）＝責任準備金対応資産（A）とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 共済事業の種類ごとに、それぞれのシナリオでの $A_{t:x}$ (x番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を次のとおり定める。</p> $A_{t:x} = A_{t-1:x} + \text{当該共済事業の種類の収入} - \text{当該共済事業の種類の支出}$	<p>第1項</p> <p>① 追加的な責任準備金を積み立てる方法には、例えば次のイ及びロに掲げる2方式が考えられる。</p> <p>イ. 現時点で積み立てている責任準備金に、不足相当額を実額で積み立てる方法（実額積立方式）</p> <p>ロ. 積立対象となる共済契約を特定し、当該共済契約の予定利率・予定死亡率等を変更し、現時点で積み立てている責任準備金を引き上げることによって積み立てる方法（基礎率変更方式）</p> <p>イ・ロいずれの場合においても、洗替方式（第7条第2項第2号の規定にかかわらず、翌年度以降の1号収支分析において、追加的な責任準備金を除いて1号収支分析を行う方式）・切放方式（翌年度以降の1号収支分析において、追加的な責任準備金を含めた1号収支分析を行う方式）の2方式が考えられるが、いずれの方法で1号収支分析を行うこともできる。</p> <p>② 責任準備金不足相当額の積立ては、共済事業の種類ごとに行うことを原則とするが、共済計理人が複数の共済事業の種類についてリスクや収支の構造などに著しい相違がないと判断する場合は、これらの共済事業の種類を合算して、責任準備金不足相当額の積立ての必要性を判断することができる。 この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>① 1号収支分析による責任準備金不足相当額の把握は、共済事業の種類ごとに、現時点において、責任準備金（R）＝責任準備金対応資産（A）とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 共済事業の種類ごとに、それぞれのシナリオでの $A_{t:x}$ (x番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を次のとおり定める。</p> $A_{t:x} = A_{t-1:x} + \text{当該共済事業の種類の収入} - \text{当該共済事業の種類の支出}$

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	 <p>(2) 確率論的 1 号収支分析 <u>(10 年間)</u> では 90% 以上のシナリオ、決定論的 1 号収支分析 <u>(10 年間)</u> では <u>全て</u> のシナリオにおいて、次のとおり、最初の 5 年間の t 事業年度末 ($t \leq 5$) の $A_{t,x}$ が $V_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金) 以上であることが確認されれば、責任準備金の積み増しは不要である。</p> $\min_{t,x} \{A_{t,x} - V_{t,x}\} \geq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、責任準備金の積み増しが必要である。確率論的 1 号収支分析 <u>(10 年間)</u> では、シナリオごとに次の額を計算した <u>全て</u> の値のうち上位 10% を除いた残りの値において最大となる値を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_t \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>決定論的 1 号収支分析 <u>(10 年間)</u> においては、次の額を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_{t,x} \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>ここで、$i_{k,x}$ とは、x 番目のシナリオにおける k 事業年度 ($k \leq t \leq 5$) の設定金利とする。</p> <p>第 3 項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからホのとおりである。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ ………直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼ</p>	 <p>(2) 確率論的 1 号収支分析では 90% 以上のシナリオ、決定論的 1 号収支分析では <u>すべて</u> のシナリオにおいて、次のとおり、最初の 5 年間の t 事業年度末 ($t \leq 5$) の $A_{t,x}$ が $V_{t,x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金) 以上であることが確認されれば、責任準備金の積み増しは不要である。</p> $\min_{t,x} \{A_{t,x} - V_{t,x}\} \geq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、責任準備金の積み増しが必要である。確率論的 1 号収支分析では、シナリオごとに次の額を計算した <u>すべて</u> の値のうち上位 10% を除いた残りの値において最大となる値を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_t \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>決定論的 1 号収支分析においては、次の額を責任準備金不足相当額とする。</p> $\max_{t,x} \left\{ (V_{t,x} - A_{t,x}) / \prod_{k=1}^t (1 + i_{k,x}) \right\}$ <p>ここで、$i_{k,x}$ とは、x 番目のシナリオにおける k 事業年度 ($k \leq t \leq 5$) の設定金利とする。</p> <p>第 3 項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからホのとおりである。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ ………直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼ</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>口まで可) なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ ……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業费率の引上げなど</p> <p>第5項</p> <p>① 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、</p> <p>イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、責任準備金不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて記載する。 また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、1号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ1号収支分析の結果を記載し、この1号収支分析では、責任準備金不足相当額が解消されている（追加的な責任準備金を一部積み立てる場合は、追加的な責任準備金積立分を除い</p>	<p>口まで可) なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ ……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業费率の引上げなど</p> <p>第5項</p> <p>① 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、</p> <p>イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、責任準備金不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて記載する。 また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、1号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ1号収支分析の結果を記載し、この1号収支分析では、責任準備金不足相当額が解消されている（追加的な責任準備金を一部積み立てる場合は、追加的な責任準備金積立分を除い</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>た責任準備金不足相当額が解消されている)ことを示さなければならない。</p> <p>② ただし、金利が低下するシナリオに基づき 1 号収支分析を行った場合において、利差利回りの低下に相当する利差割戻し等の引下げを織り込んだことにより、責任準備金不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p> <p>第6項</p> <p>① 分析結果の把握は、現時点において、責任準備金 (V) = 責任準備金対応資産 (A) とし、以下のステップに従い行う。</p> <p>(1) それぞれのシナリオでの $A_{t:x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金対応資産) を次のとおり定める。</p> $A_{t:x} = A_{t-1:x} + \text{収入} - \text{支出}$ <p>(2) 以下の通り、分析期間の最終時点での $A_{t:x}$ と $V_{t:x}$ (x 番目のシナリオにおける t 事業年度末の責任準備金) の差額の現在価値をシナリオ毎の収支相当額とする。</p>	<p>た責任準備金不足相当額が解消されている)ことを示さなければならない。</p> <p>② ただし、金利が低下するシナリオに基づき 1 号収支分析を行った場合において、利差利回りの低下に相当する利差割戻し等の引下げを織り込んだことにより、責任準備金不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>$(A_{t,x} - V_{t,x}) \cdot v_{t,x}$</p> <p>ここで $v_{t,x}$ とは、x 番目のシナリオにおけるディスカウントファクターとする。なお、ディスカウントファクターについては、金利シナリオや資産運用利回り等を踏まえて、合理的に設定するものとする。</p> <p>② 分析結果の考察を記載する際は、必要に応じて、以下の諸点等を考慮することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 使用したシナリオの評価 ロ. 収支相当額と内部留保等との関係 ハ. 複数のシナリオ間における、分析結果の変化の度合い <p>第7項 追加的な責任準備金を取り崩す場合（共済事故の発生率が変動（例えば、死亡率が改善）したため、以前に積み立てた追加的な責任準備金が不必要になった場合等）は、取崩し後の責任準備金の積立額をもとに 1 号収支分析を行い、将来において責任準備金に不足が生じないことを附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第6項 追加的な責任準備金を取り崩す場合（共済事故の発生率が変動（例えば、死亡率が改善）したため、以前に積み立てた追加的な責任準備金が不必要になった場合等）は、取崩し後の責任準備金の積立額をもとに 1 号収支分析を行い、将来において責任準備金に不足が生じないことを附属報告書に記載しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号の確認)

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第 15 条 (公正・衡平な割戻し)	<p>第 1 項 公正かつ衡平な割戻しを実現するには、割戻率・割戻所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが、必要不可欠である。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様とすることが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p>	<p>第 1 項 公正かつ衡平な割戻しを実現するには、割戻率・割戻所要額を定める以前に、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが、必要不可欠である。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様とすることが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p>
第 16 条 (公正・衡平な割戻しの確認)	<p>第 1 項 共済計理人は、責任準備金に関する意見書に基づき責任準備金の積立てを行ったと仮定し、組合の健全性の水準を考慮した上で、割戻しの公正・衡平性の確認を行わなければならぬ。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性の確認について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様に確認することが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p> <p>第 3 項 当該事業年度の割戻しの財源の全額が単年度の成果によるものとは限らないことから、その全額を単年度の貢献度に応じて各契約に割り振ることは必ずしも適正とは言えない場合があり、過去から累積された各契約の貢献度を把握する必要がある。そのため、原則として、アセット・シェアの手法に基づき、割戻しが公正かつ衡平であることを確認することが必要である。</p> <p>第 5 項 ① 共済事業規約などで特別な割戻方式を定めている場合には、実務指針要領に記載されている確認方法と異なる方法を用いて、割戻しの公正・衡平性を確認することも認められる。 ② 団体生命共済などについては、アセット・シェアによる検証の対象外とする。</p>	<p>第 1 項 共済計理人は、責任準備金に関する意見書に基づき責任準備金の積立てを行ったと仮定し、組合の健全性の水準を考慮した上で、割戻しの公正・衡平性の確認を行わなければならぬ。</p> <p>第 2 項 利用分量割戻しの公正・衡平性の確認について、法令及び告示では規定していないが、契約者割戻しと同様に確認することが望まれるため、実務指針要領では契約者割戻しと同様としている。</p> <p>第 3 項 当該事業年度の割戻しの財源の全額が単年度の成果によるものとは限らないことから、その全額を単年度の貢献度に応じて各契約に割り振ることは必ずしも適正とは言えない場合があり、過去から累積された各契約の貢献度を把握する必要がある。そのため、原則として、アセット・シェアの手法に基づき、割戻しが公正かつ衡平であることを確認することが必要である。</p> <p>第 5 項 ① 共済事業規約などで特別な割戻方式を定めている場合には、実務指針要領に記載されている確認方法と異なる方法を用いて、割戻しの公正・衡平性を確認することも認められる。 ② 団体生命共済などについては、アセット・シェアによる検証の対象外とする。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第17条 (組合全体の翌期割戻所要額の財源の確認)	<p>第1項 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合全体の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p> <p>第2項 ① 「組合全体の翌期契約者割戻所要額」及び「組合全体の翌期利用分量割戻所要額」中の「翌年度中に満期等により支払が見込まれる契約に対する通常割戻し」とは、満期到来などに伴う通常割戻金の支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。また、消滅時割戻しは、共済事故の発生、満期到来、解約・失効などに伴う消滅時割戻しの支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。 ② 第17条第2項の消滅時割戻しには、契約の消滅時に支払われる割戻し以外に、例えば、終身共済の共済掛金払込満了時に支払われる割戻し、個人年金共済の年金開始時に支払われる割戻し等も含まれることとする。 </p>	<p>第1項 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、組合の翌期利用分量割戻所要額が、割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p> <p>第2項 ① 「組合の翌期契約者割戻所要額」及び「組合の翌期利用分量割戻所要額」中の「翌年度中に満期等により支払いが見込まれる契約に対する通常割戻し」とは、満期到来などに伴う通常割戻金の支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。また、消滅時割戻しは、共済事故発生、満期到来、解約・失効などに伴う消滅時割戻しの支払について、過去の実績などから合理的に予測される金額である。 ② 第17条第2項の消滅時割戻しには、契約の消滅時に支払われる割戻し以外に、例えば、終身共済の共済掛金払込満了時に支払われる割戻し、個人年金共済の年金開始時に支払われる割戻し等も含まれることとする。 </p>
第18条 (組合全体の割戻可能な財源の確認全件消滅ベース)	<p>第1項 割戻率が決定すると、組合はその支払を保証することとなる。このため、割戻しの支払が最大限度まで発生した場合の財源の裏付けを確認することが必要であり、全件消滅時の割戻所要額の確認を行わなければならない。</p> <p>第2項 ① 全件消滅時の割戻所要額は、全契約が年間を通じ一様に消滅すると仮定した場合における消滅時割戻しと、通常割戻しの合計額である。 ② 全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共済事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第3項 「ネット有価証券含み損」とは、有価証券のうち「金融商品に係る会計基準」において時価評価を適用しないものについて、その含み損益の合計額がゼロを下回った場合の、当該ゼ</p>	<p>第1項 割戻率が決定すると、組合はその支払を保証することとなる。このため、割戻しの支払が最大限度まで発生した場合の財源の裏付けを確認することが必要であり、全件消滅時の割戻所要額の確認を行わなければならない。</p> <p>第2項 ① 全件消滅時の割戻所要額は、全契約が年間を通じ一様に消滅すると仮定した場合における消滅時割戻しと、通常割戻しの合計額である。 ② 全件消滅したと仮定した場合の消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共済事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第3項 「ネット有価証券含み損」とは、有価証券のうち「金融商品に係る会計基準」において時価評価を適用しないものについて、その含み損益の合計額がゼロを下回った場合の、当該ゼ</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	口を下回った額である。	口を下回った額である。
第19条 (健全性維持の確認)	<p>① 「組合の経営の健全性維持のための必要額」とは、共済計理人が、規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を参考に、経営状態などを考慮して定めるものとする。</p> <p>② 利用分量割戻しを行っている組合については、「翌期割戻所要額」とは、翌期契約者割戻所要額と翌期利用分量割戻所要額の合計額をいう。</p>	<p>① 「組合の経営の健全性維持のための必要額」とは、共済計理人が、規程第4条の2に定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を参考に、経営状態などを考慮して定めるものとする。</p> <p>② 利用分量割戻しを行っている組合については、「翌期割戻所要額」とは、翌期契約者割戻所要額と翌期利用分量割戻所要額の合計額をいう。</p>
第20条 (共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認)	<p>① 共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認は、第17条又は第18条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認と同様の考え方に基づき行う。</p> <p>② 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、共済事業の種類ごとの翌期利用分量割戻所要額が、当該共済事業の種類の割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p>	<p>① 共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認は、第17条又は第18条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認と同様の考え方に基づき行う。</p> <p>② 利用分量割戻しを行い、利用分量割戻準備金を積み立てている場合には、共済事業の種類ごとの翌期利用分量割戻所要額が、当該共済事業の種類の割戻準備金繰入額と割戻準備金中の未割当額の合計額以下であることを確認するものとする。</p>
第21条 (アセット・シェアと代表契約の選定)	<p>第2項 アセット・シェア方式は、代表契約の選定などにより、共済契約の組合資産に対する貢献度を評価する手法であり、割戻しの公正・衡平性の確認に際しては、代表契約についてアセット・シェアを計算する。</p> <p>第3項 ① 代表契約は選定単位ごとに一件ずつ、選定単位の収支状況を最もよく反映する契約として、例えば、次のイからハに掲げる基準等を考慮して選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済掛金の対共済金額比、責任準備金の対共済金額比、費差益発生状況、危険差益発生状況などが、選定単位内の平均から乖離しない契約 ロ. 共済金額の占率など選定単位内で最も占率の高い契約 ハ. その他共済計理人が合理的かつ適正であると判断した契約 <p>② 代表契約は、合理的に決定するのであれば、実際に当該選定単位に存在する契約ではなくモデル契約としてもよい。</p> <p>第4項 第21条第4項第2号の「共済事故の種類」としては、普通死</p>	<p>第2項 アセット・シェア方式は、代表契約の選定などにより、共済契約の組合資産に対する貢献度を評価する手法であり、割戻しの公正・衡平性の確認に際しては、代表契約についてアセット・シェアを計算する。</p> <p>第3項 ① 代表契約は選定単位ごとに一件ずつ、選定単位の収支状況を最もよく反映する契約として、例えば、次のイからハに掲げる基準等を考慮して選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済掛金の対共済金額比、責任準備金の対共済金額比、費差益発生状況、危険差益発生状況などが、選定単位内の平均から乖離しない契約 ロ. 共済金額の占率など選定単位内で最も占率の高い契約 ハ. その他共済計理人が合理的かつ適正であると判断した契約 <p>② 代表契約は、合理的に決定するのであれば、実際に当該選定単位に存在する契約ではなくモデル契約としてもよい。</p> <p>第4項 第21条第4項第2号の「共済事故の種類」としては、普通死亡、</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	亡、災害死亡、生存、疾病入院、災害入院、要介護状態などが挙げられる。	災害死亡、生存、疾病入院、災害入院、要介護状態などが挙げられる。
第22条 (当該事業年度末のアセット・シェアの確認)	<p>第1項 当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共済事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第2項 第22条第2項はアセット・シェアの一般的な算式を示すものであり、算出過程は、組合の実務形態により、直接実額を把握する方式、対共済金額比率などのレートで把握する方式など異なるものを用いることができる。</p> <p>第3項 ① アセット・シェアのパラメータなどの設定に際しては、利源分析等を参考にした上で、組合の経営実態を考慮することとする。 ② 共済計理人は、アセット・シェアの計算において使用する費用・収益の項目のうち、按分計算などによりその額又はレートを定めるものについては、必要に応じて合理的な推定値を使用するなどにより適切に定めなければならない。 ③ 費用・収益の項目の按分計算の基準としては、件数、共済金、危険共済金、責任準備金、共済掛金、付加掛金などが考えられる。 ④ 第22条第3項第4号における、「妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる」とは、例えば、生命共済契約の死亡率は、終身生命共済、定期生命共済などを合算して把握できるということを示す。ただし、例えば、死亡率は同じでも群団の死亡実績は共済契約の継続率の差異により異なるなど、その他の要素の状況により実績が異なることについて留意が必要である。</p> <p>第4項 第22条第4項に規定するアセット・シェアの初期値の設定については、例えば、次のイ及びロに掲げる方法が考えられる。この際、経過年数によっては、マイナスの初期値が存在し得</p>	<p>第1項 当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時割戻しは、解約・失効などによる契約消滅時に支払う消滅時割戻しと共済事故の発生、満期到来による契約消滅時に支払う消滅時割戻しの金額が異なる場合には、いずれか大きい額を用いなければならない。</p> <p>第2項 第22条第2項はアセット・シェアの一般的な算式を示すものであり、算出過程は、組合の実務形態により、直接実額を把握する方式、対共済金額比率などのレートで把握する方式など異なるものを用いることができる。</p> <p>第3項 ① アセット・シェアのパラメータなどの設定に際しては、利源分析等を参考にした上で、組合の経営実態を考慮することとする。 ② 共済計理人は、アセット・シェアの計算において使用する費用・収益の項目のうち、按分計算などによりその額又はレートを定めるものについては、必要に応じて合理的な推定値を使用するなどにより適切に定めなければならない。 ③ 費用・収益の項目の按分計算の基準としては、件数、共済金、危険共済金、責任準備金、共済掛金、付加掛金などが考えられる。 ④ 第22条第3項第4号における、「妥当と考えられる範囲の代表契約において共通の実績を用いることができる」とは、例えば、生命共済契約の死亡率は、終身生命共済、定期生命共済などを合算して把握できるということを示す。ただし、例えば、死亡率は同じでも群団の死亡実績は共済契約の継続率の差異により異なるなど、その他の要素の状況により実績が異なることについて留意が必要である。</p> <p>第4項 第22条第4項に規定するアセット・シェアの初期値の設定については、例えば、次のイ及びロに掲げる方法が考えられる。この際、経過年数によっては、マイナスの初期値が存在し得</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>ることに留意する必要がある。</p> <p>イ. 一定事業年度まで遡り、組合の実績値を用いて、アセット・シェアを計算する。計算起点における資産の分配はその時点の責任準備金などに比例して行う。</p> <p>ロ. 取得原価ベースの資産額から、資本勘定相当額を控除し、その残額を責任準備金比例で割り当てる。評価差額金については、その時点で消滅した場合の消滅時割戻金額比例で割り当てる。</p>	<p>ることに留意する必要がある。</p> <p>イ. 一定事業年度まで遡り、組合の実績値を用いて、アセット・シェアを計算する。計算起点における資産の分配はその時点の責任準備金などに比例して行う。</p> <p>ロ. 取得原価ベースの資産額から、資本勘定相当額を控除し、その残額を責任準備金比例で割り当てる。評価差額金については、その時点で消滅した場合の消滅時割戻金額比例で割り当てる。</p>
第23条 (将来のアセット・シェアの確認)	<p>第1項 代表契約の将来のアセット・シェアの確認においては、消滅時割戻しはアセット・シェアの最終精算であることから確認の対象外とし、通常割戻しが現行水準で継続した場合のアセット・シェアの過不足を確認するものとする。</p> <p>第4項 ① 将来のアセット・シェアを計算する際のシナリオは、割戻水準の変更が将来の環境の変化を吸収するとの考え方に対し、あらゆる要素について、原則として現状が維持されることを前提とする。 ② ただし、既に事業の運営方針の変更などが示されており、明らかに直近の実績と異なることが予測される場合には、共済計理人の判断により、事業経費上昇率などのシナリオを変更することができる。 ③ 共済事故の発生率は、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外して設定することができる。ただし、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第1項 代表契約の将来のアセット・シェアの確認においては、消滅時割戻しはアセット・シェアの最終精算であることから確認の対象外とし、通常割戻しが現行水準で継続した場合のアセット・シェアの過不足を確認するものとする。</p> <p>第4項 ① 将来のアセット・シェアを計算する際のシナリオは、割戻水準の変更が将来の環境の変化を吸収するとの考え方に対し、あらゆる要素について、原則として現状が維持されることを前提とする。 ② ただし、既に事業の運営方針の変更などが示されており、明らかに直近の実績と異なることが予測される場合には、共済計理人の判断により、事業経費上昇率などのシナリオを変更することができる。 ③ 共済事故の発生率は、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような巨大災害による共済事故の発生分を除外して設定することができる。ただし、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第24条 (割戻しに関する意見書記載事項)	<p>第1項 第17条、第18条及び第19条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認において、そのいずれかで問題がある場合は、第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認の結果を考慮し、割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第1項、第2項 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準</p>	<p>第1項 第17条、第18条及び第19条に規定する組合全体の割戻しの財源の確認において、そのいずれかで問題がある場合は、第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認の結果を考慮し、割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第1項、第2項 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、全件消滅ベースの割戻所要額が、割戻可能財源の範囲内であることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>① 第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認において、現時点における割戻しの財源が不足していると判断する場合は、原則として問題のある共済事業の種類の割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>② 第22条に規定する代表契約の当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、著しく問題がある場合には、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>③ 第23条に規定する代表契約の将来のアセット・シェアの確認において問題がある場合には、割戻率は現時点では問題がなくとも、将来において問題が生じることを示しており、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>第24条第2項に規定する特別な場合とは、例えば次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来、資産内容の改善が十分に見込まれる場合において、第22条の確認におけるアセット・シェアの計算の際に、その将来の資産内容の改善を考慮すると当該事業年度の割戻しは「適正」であると判断できる場合 	<p>備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、全件消滅ベースの割戻所要額が、割戻可能財源の範囲内であることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>① 第20条に規定する共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認において、現時点における割戻しの財源が不足していると判断する場合は、原則として問題のある共済事業の種類の割戻率の引下げが必要である旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>② 第22条に規定する代表契約の当該事業年度末のアセット・シェアの確認において、著しく問題がある場合には、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>③ 第23条に規定する代表契約の将来のアセット・シェアの確認において問題がある場合には、割戻率は現時点では問題がなくとも、将来において問題が生じることを示しており、割戻率の引下げの必要がある旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>第24条第2項に規定する特別な場合とは、例えば次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来、資産内容の改善が十分に見込まれる場合において、第22条の確認におけるアセット・シェアの計算の際に、その将来の資産内容の改善を考慮すると当該事業年度の割戻しは「適正」であると判断できる場合

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第 25 条 (財産の状況の確認)	<p>第 1 項 3 号収支分析では、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準を満たすことができないかどうかの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うものであり、したがって、3 号収支分析は、1 号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業の種類によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらによらず、一律に定められたものである。</p> <p>③ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来の保有契約高や再共済・再保険の状況から算出する方法のほか、基準時点の共済リスク相当額をもとに将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができます。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準時点の共済リスク相当額を用いることもできるとする。</p> <p>④ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第 9 条第 5 項の規定を適用し、共済リスク相当額及び資産運用リスク相当額に加え、その他のリスクに係るリスク相当額も考慮して計算した額を控除額とする等、第 25 条第 2 項第 2 号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて、別の方法（3 号収支分析のうち、第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第 1 項 3 号収支分析では、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準を満たすことができないかどうかの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うものであり、したがって、3 号収支分析は、1 号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、純資産について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業の種類によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらによらず、一律に定められたものである。</p> <p>③ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来の保有契約高や再共済・再保険の状況から算出する方法のほか、基準時点の共済リスク相当額をもとに将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができます。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準時点の共済リスク相当額を用いることもできるとする。</p> <p>④ 第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第 9 条第 5 項の規定を適用し、共済リスク相当額及び資産運用リスク相当額に加え、その他のリスクに係るリスク相当額も考慮して計算した額を控除額とする等、第 25 条第 2 項第 2 号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて、別の方法（3 号収支分析のうち、第 25 条第 2 項第 2 号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第26条 (事業継続基準に係る額の計算)	<p>① 第26条の全期チルメル式責任準備金の計算は、次のイからハに基づき行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数 ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額 ハ. チルメル期間：掛金払込期間 <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい事業継続基準の確認となるため、平準純共済掛金式を採用したときに事業継続基準を満たす場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式による責任準備金を計算しても差し支えない。</p>	<p>① 第26条の全期チルメル式責任準備金の計算は、次のイからハに基づき行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数 ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額 ハ. チルメル期間：掛金払込期間 <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい事業継続基準の確認となるため、平準純共済掛金式を採用したときに事業継続基準を満たす場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式による責任準備金を計算しても差し支えない。</p>
第27条 (3号収支分析の実施)	<p>① 3号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債及び純資産のマッチングを行い、事業継続基準を満たすことができないかどうかを確認する。</p> <p>② 3号収支分析では、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。</p> <p>ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、クローズド型の将来収支分析を用いることとなる。</p> <p>③ 3号分析期間は少なくとも10年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い3号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うこととしているが、3号収支分析は、組合全体について行う。</p>	<p>① 3号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債及び純資産のマッチングを行い、事業継続基準を満たすことができないかどうかを確認する。</p> <p>② 3号収支分析では、すでに締結している共済契約だけでなく、将来締結する共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。</p> <p>ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、クローズド型の将来収支分析を用いることとなる。</p> <p>③ 3号分析期間は少なくとも10年間であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い3号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うこととしているが、3号収支分析は、組合全体について行う。</p>
第28条 (3号基本シナリオ)	<p>第1項第2号、第3号、第4号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第1項第2号 決定論的1号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p>	<p>第1項第2号、第3号、第4号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第1項第2号 決定論的1号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断する場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものに含めて割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断する場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、基準時点の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとすることが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいとみなしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 第28条第1項第5号に、「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入れ・取崩しを行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。 また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>	<p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断する場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものに含めて割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断する場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、基準時点の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとすることが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいとみなしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 第28条第1項第5号に、「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入れ・取崩しを行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。 また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第29条 (事業継続基準に関する意見書記載事項)	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第3項 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからへのとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業费率の引上げなど ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施し、3号分析期間において維持可能と想定される、出再額の引上げなど 	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値を含めて記載しなければならない。</p> <p>第3項 事業の運営方針の変更について、「直ちに行われるものでなければならない」とあるのは、次のイからへのとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> ……直近年度から実施する、割戻率の引下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。 ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組替えなど ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施する、損失が発生している共済事業の種類又は損失の発生が予想される共済事業の種類の推進抑制又は推進停止など ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ……直ちに実施する、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引下げ、予定発生率・予定事業费率の引上げなど ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ……翌年度から実施し、3号分析期間において維持可能と想定される、出再額の引上げなど

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>第4項</p> <p>「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行う場合であれば、割戻率の引下幅の大きい方を実施するという意味である。</p> <p>また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引下げ）だけを実施することも可とするからである。</p> <p>第5項</p> <p>① 意見書に、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載） ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載） <p>等、具体的な数値を含めて記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなければならない。</p>	<p>第4項</p> <p>「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行う場合であれば、割戻率の引下幅の大きい方を実施するという意味である。</p> <p>また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引下げ）だけを実施することも可とするからである。</p> <p>第5項</p> <p>① 意見書に、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなければならない。例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げを行うときは、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. どの共済事業の種類について、割戻率をどれだけ引き下げるのか（意見書に記載） ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するのか（附属報告書に記載） <p>等、具体的な数値を含めて記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>② ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p>	<p>② ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とはみなさず、したがって、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>③ 「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するのか」を翌事業年度末に係る意見書に記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなければならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を翌事業年度末に係る意見書に記載しなければならない。</p>
第31条 (支払余力総額)	<p>第31条各号の確認は、支払余力総額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第6号 共済掛金積立金等余剰部分について、計算された結果がマイナスとなる場合は、ゼロとする。</p>	<p>第31条各号の確認は、支払余力総額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第6号 共済掛金積立金等余剰部分について、計算された結果がマイナスとなる場合は、ゼロとする。</p>
第32条 (3号の2収支分析の実施)	<p>第1項</p> <p>① 3号の2収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の収支残による事業継続基準に係る額の積立てが可能かどうかを把握するものである。</p> <p>② 3号の2収支分析では、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第1項</p> <p>① 3号の2収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の収支残による事業継続基準に係る額の積立てが可能かどうかを把握するものである。</p> <p>② 3号の2収支分析では、組合の保有する契約や資産の状況等に応じて、オープン型又はクローズド型のいずれか、共済計理人が適切であると判断する方式を用いることとする。ただし、方式を変更する場合には、適切であると判断する理由とともに、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第34条 (3号の2基本シナリオ)	<p>第2号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>② 共済計理人が合理的と判断できる場合は、3号の2収支分析は、1号収支分析又は3号収支分析と異なる3号の2基本シナリオを設定することができるものとする。例えば、その他の収支</p>	<p>第2号</p> <p>① 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>② 共済計理人が合理的と判断できる場合は、3号の2収支分析は、1号収支分析又は3号収支分析と異なる3号の2基本シナリオを設定することができるものとする。例えば、その他の収支</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>分析ではオープン型の収支分析とする一方、3号の2収支分析ではクローズド型の収支分析とした場合、その差異を踏まえた事業経費のシナリオとすることも考えられる。</p> <p>第4号 共済計理人は、組合全体で異常危険準備金の積立限度が減少している場合など、合理的と判断できる場合は、価格変動準備金及び異常危険準備金等の取崩しができるものとする。 これも3号の2基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>分析ではオープン型の収支分析とする一方、3号の2収支分析ではクローズド型の収支分析とした場合、その差異を踏まえた事業経費のシナリオとすることも考えられる。</p> <p>第4号 共済計理人は、組合全体で異常危険準備金の積立限度が減少している場合など、合理的と判断できる場合は、価格変動準備金及び異常危険準備金等の取崩しができるものとする。 これも3号の2基本シナリオとするが、この場合、その旨を附属報告書に記載しなければならない。</p>
第35条 (共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定)	<p>第1項 3号の2収支分析による共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の把握は、現時点において、事業継続基準に係る額（i_t = 事業継続基準に係る額の対応資産（A_t）とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 3号の2収支分析のシナリオでの A_t（t事業年度末の事業継続基準に係る額の対応資産）を次のとおり定める。 $A_t = A_{t-1} + \text{組合全体の収入} - \text{組合全体の支出}$</p> <p>(2) 3号の2分析期間中の t事業年度末（$t \leq 5$）において、A_t が3号の2収支分析のシナリオでの V_t（t事業年度末の事業継続基準に係る額）以上であることが確認されれば、共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限はゼロとなる。</p> $\min_t \{A_t - V_t\} \geqq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、次の額を共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限とする。</p> $\max_t \left\{ (V_t - A_t) / \prod_{k=1}^t (1+i_k) \right\}$ <p>ここで、i_kとは、k事業年度（$k \leq t \leq 5$）の設定金利とする。 なお、共済計理人が計算した共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限を、組合が算定を行う前に、参考値として組合に提示することも考えられる。</p>	<p>第1項 3号の2収支分析による共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の把握は、現時点において、事業継続基準に係る額（i_t = 事業継続基準に係る額の対応資産（A_t）とし、次の(1)から(3)のステップに従い行う。</p> <p>(1) 3号の2収支分析のシナリオでの A_t（t事業年度末の事業継続基準に係る額の対応資産）を次のとおり定める。 $A_t = A_{t-1} + \text{組合全体の収入} - \text{組合全体の支出}$</p> <p>(2) 3号の2分析期間中の t事業年度末（$t \leq 5$）において、A_t が3号の2収支分析のシナリオでの V_t（t事業年度末の事業継続基準に係る額）以上であることが確認されれば、共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限はゼロとなる。</p> $\min_t \{A_t - V_t\} \geqq 0$ <p>(3) 上記の(2)が満たされない場合は、次の額を共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限とする。</p> $\max_t \left\{ (V_t - A_t) / \prod_{k=1}^t (1+i_k) \right\}$ <p>ここで、i_kとは、k事業年度（$k \leq t \leq 5$）の設定金利とする。 なお、共済計理人が計算した共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限を、組合が算定を行う前に、参考値として組合に提示することも考えられる。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第36条 (リスクの合計額)	<p>第36条各号の確認は、リスクの合計額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第1号</p> <p>規則第166条の3第1号に定める額のうち、規程第4条の5第1項第2号に定める額の計算において、規程別表第2ただし書きに定めるリスクカーブを設定できない種類の共済について正味共済金額及び被災率等に基づいて計算されている場合には、当該計算方法が共済の数理に基づき妥当であるかどうかについて確認することとする。</p>	<p>第36条各号の確認は、リスクの合計額の算出が適切に行われる態勢が整備されていることを確認することによることができる。</p> <p>第1号</p> <p>規則第166条の3第1号に定める額のうち、規程第4条の5第1項第2号に定める額の計算において、規程別表第2ただし書きに定めるリスクカーブを設定できない種類の共済について正味共済金額及び被災率等に基づいて計算されている場合には、当該計算方法が共済の数理に基づき妥当であるかどうかについて確認することとする。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(意見書)

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
第38条 (意見書の記載総論)	<p>第1項</p> <p>① 第38条第1項に規定する意見書の記載事項のうち第1号、第2号及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「財産の状況に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え、利用分量割戻しに関する事項を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>第38条第2項に規定する事項については、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(なお、) この意見書は最近の状況（から想定した前提）をもとに作成したものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示すその他の文言と重複する文言を省略することが可能である（以下同じ。）。</p> <p>第3項</p> <p>第38条第3項に規定する事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(また、) ○○○○の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成したものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>「○○○○の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>	<p>第1項</p> <p>① 第38条第1項に規定する意見書の記載事項のうち第1号、第2号及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「財産の状況に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え、利用分量割戻しに関する事項を意見書に記載しなければならない。</p> <p>第2項</p> <p>第38条第2項に規定する事項については、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(なお、) この意見書は最近の状況（から想定した前提）をもとに作成したものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示すその他の文言と重複する文言を省略することが可能である（以下同じ。）。</p> <p>第3項</p> <p>第38条第3項に規定する事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、次に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>「(また、) ○○○○の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成したものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>「○○○○の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>
第39条 (法第50条の12第1項第1号に関する意見)	<p>第1項</p> <p>責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 責任準備金の積立てが、適正に行われている場合 「法第50条の12第1項第1号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約につ</p>	<p>第1項</p> <p>責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 責任準備金の積立てが、適正に行われている場合 「法第50条の12第1項第1号に基づく確認を行った結果、平成○年○月○日に保有するすべての共済契約につ</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
書の記載)	<p>いて、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、〇〇〇〇円の不足額が生じておますが、〇〇年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てていない場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しており、〇〇〇〇円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額の積立てを全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に基づく確認を行った結果、平成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、〇〇〇〇（事業運営の方針の変更）を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題がないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立てが、不十分である場合 「〇〇共済、〇〇共済、〇〇共済については、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、責任準備金の不足相当額として、〇〇〇〇円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した 1 号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。なお、1 号分析期間を全期間とした 1 号収支分析に</p>	<p>いて、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、〇〇〇〇円の不足額が生じておますが、〇〇年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てていない場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しており、〇〇〇〇円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額の積立てを全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に基づく確認を行った結果、平成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、〇〇〇〇（事業運営の方針の変更）を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題がないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立てが、不十分である場合 「〇〇共済、〇〇共済、〇〇共済については、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、責任準備金の不足相当額として、〇〇〇〇円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した 1 号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p><u>については、収支分析を行った共済事業の種類ごとに、収支相当額を附属報告書に記載しなければならない。</u></p>	
第40条 (法 第50条の12 第1項第2号等に関する意見書の記載)	<p>第1項 割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれに対し、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合 「法第50条の12第1項第2号に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」 「『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻しの財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業の種類において、割戻しの財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に割戻水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻</p>	<p>第1項 割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれに対し、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、次の(1)から(5)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合 「法第50条の12第1項第2号に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」 「『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻しの財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業の種類において、割戻しの財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第24条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定を適用する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に割戻水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>し)については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づく検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項 割戻しに関する意見書においては、組合全体の割戻しの財源の確認、健全性維持の確認、共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認及び代表契約のアセット・シェアの確認の結果について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて記載する必要がある。</p>	<p>し)については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づく検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項 割戻しに関する意見書においては、組合全体の割戻しの財源の確認、健全性維持の確認、共済事業の種類ごとの割戻しの財源の確認及び代表契約のアセット・シェアの確認の結果について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて記載する必要がある。</p>
第41条 (法 第 50 条の 12 第 1 項第3号 に 関 す る 意 見 書 の 記 載)	<p>第1項</p> <p>① 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、次の(1)から(4)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を満たすことができる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を満たすことができない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済事業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った上で、事業継続基準を満たすことができる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定</p>	<p>第1項</p> <p>① 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、次の(1)から(4)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を満たすことができる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を満たすことができない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済事業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った上で、事業継続基準を満たすことができる場合 「法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、○〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できるものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第29条第1項ただし書の規定を適用する場合 「法第50条の12第1項第3号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、実務指針要領第29条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。 しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>② 支払余力比率の確認の結果について、例えば、次の(1)及び(2)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 支払余力比率が適當な場合 「法第50条の12第1項第3号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第50条の5第1号に掲げる額は規則第166条の2の規定に照らして適正であること ○ 法第50条の5第2号に掲げる額は規則第166条の3の規定に照らして適正であること を確認し、規程第4条の2の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適當であると確認しました。」</p> <p>(2) 支払余力比率が適當でない場合 「法第50条の12第1項第3号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第50条の5第1号に掲げる額は規則第166条の2の規定に照らして適正であること ○ 法第50条の5第2号に掲げる額は規則第166条の3の規定に照らして適正であること</p>	<p>められた前提条件のとおりに推移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、○〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済事業の継続の観点から適正な水準を維持できるものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第29条第1項ただし書の規定を適用する場合 「法第50条の12第1項第3号に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに推移した場合には、実務指針要領第29条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。 しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>② 支払余力比率の確認の結果について、例えば、次の(1)及び(2)に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 支払余力比率が適當な場合 「法第50条の12第1項第3号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第50条の5第1号に掲げる額は規則第166条の2の規定に照らして適正であること ○ 法第50条の5第2号に掲げる額は規則第166条の3の規定に照らして適正であること を確認し、規程第4条の2の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適當であると確認しました。」</p> <p>(2) 支払余力比率が適當でない場合 「法第50条の12第1項第3号に基づく確認を行った結果、 ○ 法第50条の5第1号に掲げる額は規則第166条の2の規定に照らして適正であること ○ 法第50条の5第2号に掲げる額は規則第166条の3の規定に照らして適正であること</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（新）	「実務指針要領」解説書（旧）
	<p>を確認しました。したがいまして、規程第4条の2の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当でないと思料いたします。」</p> <p>③ 事業継続基準及び支払余力比率の確認について、意見書及び附属報告書を分離して作成することもできるものとする。</p> <p>第2項</p> <p>① 事業継続基準を満たすことができない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を満たすことができる旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した3号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>① 支払余力比率が適当でない旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した3号の2収支分析の分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>を確認しました。したがいまして、規程第4条の2の規定に照らして共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当でないと思料いたします。」</p> <p>③ 事業継続基準及び支払余力比率の確認について、意見書及び附属報告書を分離して作成することもできるものとする。</p> <p>第2項</p> <p>① 事業継続基準を満たすことができない旨の意見書を提出する場合及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を満たすことができる旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した3号収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>① 支払余力比率が適當でない旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② 実務指針要領に準拠した3号の2収支分析の分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」

平成 27 年 4 月 22 日

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」

目次			
第1章 総則			
第1条	実務ガイドの目的	1	第3章 支払備金
第2条	共済計理人の関与	1	第16条 実務ガイド（支払備金）の対象
第3条	理事会等への報告	2	第17条 支払備金積立方針
第4条	共済計理人の関与に関する証跡	2	第18条 仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与
第5条	実務ガイドの改定	2	第19条 決算時の支払備金積立に関する事項への関与
			第20条 法令等に従った積立てへの関与
			第21条 支払備金積立に関するシステム開発等への関与
第2章 責任準備金			
第6条	実務ガイド（責任準備金）の対象	4	第4章 未収共済掛金
第7条	責任準備金積立方針	4	第22条 実務ガイド（未収共済掛金）の対象
第8条	責任準備金積立計画	4	第23条 未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与
第9条	仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法書等への関与	5	附則
第10条	仕組開発時の関与	5	附則第1条 留意事項
第11条	仕組改廃時等の関与	7	附則第2条 適用時期
第12条	決算時の責任準備金積立に関する事項への関与	8	
第13条	算出方法書に従った積立てへの関与	8	
第14条	異常危険準備金の積立て又は取崩しへの関与	10	
第15条	責任準備金積立に関するシステム開発等への関与	10	

一般社団法人 日本共済協会 生活協同組合委員会

平成 26 年 4 月 15 日制定

平成 27 年 4 月 22 日改正

(第1章 総則)

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
第1条 (実務ガイドの目的)	<p>1. この「共済事業を行う消費生活協同組合（以下「組合」という。）における共済計理人の実務ガイド」（以下「実務ガイド」という。）は、組合における共済計理人の関与事項の内容について、一般的な組合において現在考えられる範囲や基本的な考え方を整理し、一定の客観性を持たせるとともに、共済計理人の実務の支えとなることを目的として、一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会（以下「生協委員会」という。）が定めたものである。ここに、「関与事項」とは、規則第191条に掲げられた共済の数理に関する事項とする。</p> <p>（なお、実務ガイドにおける略称は、附則第1条に定める。）</p> <p>2. この実務ガイドは、生協委員会のもとに設置された「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」（以下「実務指針等検討委員会」という。）において、共済計理人の関与事項の実務として適切と判断されたものである。</p> <p>3. 実務ガイドは、共済計理人の関与事項に関する範囲や考え方を制限ないしは統一することを目的としたものではなく、共済計理人の判断において実務ガイドと異なる範囲や考え方に基づいて関与することを制限するものではない。</p>	<p>1. この「実務ガイド例示集」は、実務ガイドに記載された共済計理人の関与における具体的な視点・方法等の例示を記載したものである。</p> <p>3. 実務ガイド例示集は、共済計理人の関与事項における具体的な視点・方法等を制限ないしは統一することを目的としたものではなく、共済計理人の判断において実務ガイド例示集と異なる視点・方法等に基づいて関与することを制限するものではない。</p>
第2条 (共済計理人の関与)	<p>1. 共済計理人は、法令等（実務指針要領及び解説書、算出方法書、監督指針、検査マニュアル等を含む。以下同じ。）の内容を踏まえ、関与事項に関与する。特に、法令等で定められた確認業務の遂行、又は共済契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点を踏まえ、関与事項に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、関与事項に関する必要な情報について、組合の内部の会議への出席等により関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる。また、共済計理人は、関与事項に関する必要な情報の報告を受けていない場合は、関連部門に対して、この報告を要請する。</p>	<p>2. 共済計理人が関与事項に「関与する」とは、組合の内部の会議への出席等により関連部門から必要な情報の報告を受け、必要に応じて意見を述べることを意味すると考えられ、具体的な関与の方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p> <p>ア. 関与事項に関して、関連部門から報告を受け、必要に応じて意見を述べる。なお、報告を受ける方法としては、文書（電子メール等を含む。以下同じ。）や口頭等が考えられる。また、意見を述べる方</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	3. 共済計理人は、多岐にわたる関与事項に対し、様々な観点から関与するため、公益社団法人日本アクチュアリー会又は公益社団法人日本年金数理人会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成する等、公益社団法人日本アクチュアリー会正会員又は公益社団法人日本年金数理人会正会員としての資質の継続的維持・向上に努める。	<p>法としては、文書や口頭等が考えられる。なお、口頭等の場合には、必要に応じて内容を残すことが望ましい。</p> <p>イ. 関与事項に関して、関連部門にヒアリングを行い、必要に応じて意見を述べる。</p> <p>ウ. 関与事項に関して、組合の内部の会議への出席等により協議に参加し、必要に応じて意見を述べる。</p> <p>エ. 関与事項に関して、関連部門から提出された資料等（アクセス制限を付された情報等を含む。以下同じ。）をチェックし、必要に応じて意見を述べる。</p> <p>オ. 関与事項に関して、関連部門から提出された資料等を基に分析・検証を行い、必要に応じて意見を述べる。</p>
第3条 (理事会等 への報告)	共済計理人は、関与事項に関して、関連部門と連絡を密にした上で、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。また、共済計理人は、関連部門から独立していること等により相互牽制機能が確保されているかどうかに留意する。	
第4条 (共済計理人の関与に関する証跡)	共済計理人が関与事項に関与するにあたって、それが組合の重要な意思決定に影響を与える場合等には、共済計理人が関与した証跡を残すことが望ましい。	<p>共済計理人が関与した証跡を残す方法としては、例えばその内容の重要度に応じて、以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。なお、証跡を残す媒体については、必要に応じて紙又は電子媒体等を使用することが考えられる。</p> <p>ア. 自ら分析・検証を行った場合は、その内容を残す。</p> <p>イ. 関連部門から提出された資料等をチェックした場合は、質問や意見等のチェック内容を残す。</p> <p>ウ. 関連部門から報告を受けた場合、又は関連部門にヒアリングを行った場合は、その議事録を残す。</p> <p>エ. 決裁文書等に押印をし、資料等をチェックしたことを残す。</p>
第5条 (実務ガイドの改定)	1. 実務ガイドは、法令等の改正、会計基準の改正、共済の数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化等に伴い、隨時、必要に応じて改定を行う。	

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>2. 前項の改定は、実務指針等検討委員会において検討されるものとする。</p> <p>3. 実務ガイドが改定された場合は、必要に応じて関係先にその報告を行う。</p>	

(第2章 責任準備金)

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
第6条 (実務ガイド(責任準備金)の対象)	<p>実務ガイド第2章(責任準備金)の対象は、以下の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任準備金積立方針・積立計画への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法への関与 ③ 決算時の責任準備金積立に関する事項への関与 ④ その他の責任準備金に関する事項への関与 	<p>その他の責任準備金に関する事項への関与として、組合が自ら実施する半期時等の内部の業務報告に、責任準備金積立を織り込んでいる場合は、共済計理人は、責任準備金積立に関する事項に関与することが望ましく、関与する方法として、例えば決算時に用いるマクロ的視点からの検証等を参考にして、責任準備金積立水準の妥当性を検証すること等が考えられる。</p>
第7条 (責任準備金積立方針)	<p>共済計理人は、理事会において定められる責任準備金積立方針(法令等に則り、責任準備金の積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。</p>	<p>共済計理人が責任準備金積立方針に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 健全な共済の数理に基づいているか。 イ. 財務の健全性、将来収支等に照らし、妥当なものか。 ウ. 規則第179条第2項第2号の規定により、平準純共済掛金式責任準備金の積立てを行わない場合には、「組合の業務又は財産の状況及び共済契約の特性に照らし特別な事情がある場合」として相応しいかどうか。 エ. 責任準備金積立方針の変更を行う場合は、その判断根拠は妥当なものか。 オ. 決算等において、責任準備金積立方針が遵守されているか。
第8条 (責任準備金積立計画)	<p>1. 共済計理人は、組合が規則第179条第2項第2号に基づき、平準純共済掛金式責任準備金の積立てを行わない場合、その積立計画(責任準備金積立計画)の策定、変更及び執行に関与する。</p>	<p>1. 共済計理人が責任準備金積立計画に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 組合の経営実態を踏まえた合理的なものか。 イ. 責任準備金積立計画の執行状況、組合の収支状況等を踏まえ、計画変更の必要性はないか。 ウ. 責任準備金積立計画の執行状況を踏まえ、計画の前提条件等に問題がなかったか。 エ. 責任準備金積立計画の変更を行う場合は、その判断根拠は妥当なものか。 オ. 責任準備金積立計画の変更を行う場合は、実務指針要領第7条に

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>2. 共済計理人は、組合が規則第179条第3項に基づき、追加して責任準備金の積立てを行う場合、その積立計画（追加責任準備金積立計画）の策定、変更及び執行に関与する。</p>	<p>定める1号収支分析（以下「1号収支分析」という。）への影響はどのようなものか。</p> <p>2. 共済計理人が追加責任準備金積立計画に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 1号収支分析に基づく共済計理人の意見に照らし、妥当なものか。 イ. 財務の健全性、将来収支等に照らし、妥当なものか。 ウ. 追加責任準備金積立計画の執行状況、組合の収支状況等を踏まえ、計画変更の必要性はないか。 エ. 追加責任準備金積立計画の執行状況を踏まえ、計画の前提条件等に問題がなかったか。 オ. 経営政策の変更等が前提となっている場合は、その効果や執行状況等はどうか。 カ. 追加責任準備金積立計画の変更を行う場合は、その判断根拠は妥当なものか。 キ. 追加責任準備金積立計画の変更を行う場合は、1号収支分析への影響はどのようなものか。 ク. 共済計理人の意見書によらない追加責任準備金が積み立てられる場合は、その判断根拠は妥当なものか。また、1号収支分析への影響はどのようなものか。 ケ. 算出方法書には、追加責任準備金の積立てについて適切に記載されているか。
第9条 (仕組開発・改廃等に伴う責任準備金の算出方法書等への関与)	<p>1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、算出方法書等の設定・変更を行う場合、その記載事項等に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、算出方法書等の記載事項等が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。</p>	
第10条 (仕組開発時の関与)	<p>共済計理人は、仕組開発時において、以下の事項に関与する。</p> <p>① 責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定</p>	<p>① 共済計理人が仕組開発時における責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
② 収支分析（組合が収支分析を行う場合）		<p>ア. 積立方式 健全性に十分留意した責任準備金の算出方法とし、原則、法令に定められた積立方式となっているか。</p> <p>イ. 計算基礎率 責任準備金の計算基礎率の設定にあたっては、将来の支払能力確保や仕組間の整合性を鑑み、原則、計算基礎率ごとに基礎データの信頼性等に応じた補整をしているか。</p> <p>(1) 予定利率 予定利率に関し、共済の種類、共済期間、共済掛金の払込方法、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。</p> <p>(2) 予定共済事故発生率 予定共済事故発生率に関し、組合の経験率、選択効果の影響、社会情勢が与える影響等を考慮したものになっているか。特に、十分な経験データがない予定共済事故発生率の設定にあたっては、基礎データの信頼性や将来の不確実性に十分留意したものとなっているか。</p> <p>(3) 予定事業費率 規則第179条第2項第2号の規定に基づき、「組合の業務又は財産の状況及び共済契約の特性に照らし特別な事情がある場合」に、共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものとして、いわゆるチルメル式責任準備金の積立てを行う場合には、新契約費水準に照らしてチルメル歩合が妥当か。</p> <p>(4) 予定解約率 解約率の将来の不確実性に鑑み、仕組の特性、組合の経験率等を十分検討した上で、健全性に留意して設定されているか。</p> <p>ウ. 負債の責任準備金の取扱い 仕組の設計上、契約期間初期の給付を大きくしたり、将来の給付を減少させたり、又は共済掛金を後払いとしたりする場合、責任準備金が負債とならないように設定されているか。</p> <p>② 仕組開発時において、責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の妥当性を確認する手法として、収支分析を行うことが考えられるが、共済計理人が収支分析に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	③ 責任準備金に関するその他の事項	<p>ア. 仮に、収支分析の前提・想定するシナリオから乖離が生じた場合、将来収支にどのような影響が生じるか。例えば、仕組の推進実績・共済事故発生率等が乖離した場合の将来収支への影響はどのようなものか。</p> <p>イ. 一時払や頭金持込部分について、共済掛金の計算基礎率と責任準備金の計算基礎率が異なる場合、責任準備金積増が多額となり、一時的に組合負担となることが考えられるが、この場合でも財務の健全性や収益性に照らして問題ないか。</p> <p>ウ. 上記①のウにおいて、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合は、財務の健全性の観点から問題ないか。</p> <p>③ 責任準備金に関するその他の事項へ関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <p>ア. 入院責任準備金、特別条件を付された契約の責任準備金、未経過共済掛金、未収共済掛金を計上しない場合の限度積立等の算出方法が、共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものとなっているか。</p> <p>イ. 異常危険準備金は、規則第179条第4項の規定に従い区分され、規則第179条第5項及び規程第6条から第8条に従ったものとなっているか。</p> <p>ウ. 規程第6条において定める「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」に係る積立基準並びに規程第7条において定める「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」に係る積立限度の設定については、その積立基準及び積立限度に係る額が共済事業規約において定められている場合には、その設定額が共済給付のリスクに応じたものになっているか。</p>
第11条 (仕組改廃時等の関与)	1. 共済計理人は、仕組推進開始後のフォローアップに関与することが望ましい。	<p>① 共済計理人が仕組推進開始後のフォローアップに関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <p>ア. 仕組の推進実績・共済事故発生率等が仕組開発時に想定した水準とどの程度乖離しているか。</p> <p>イ. その乖離による将来収支への影響はどのようなものか。</p> <p>ウ. 推進方針の変更、仕組内容や価格の改定、売り止め、あるいは計</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>2. 共済計理人は、仕組開発時の関与事項を踏まえ、仕組改廃時等における責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定等に関与する。</p> <p>3. 共済計理人は、追加責任準備金の積立てに関する算出方法等の変更に関与する。</p>	<p>算基礎率の改定による追加責任準備金の積立て等の対応を行う必要はないか。</p> <p>② 共済計理人が仕組推進開始後のフォローアップに関与する方法として、例えば、組合が行う仕組推進開始後のフォローアップに関する組合内会議への出席等が考えられる。</p> <p>2. 共済計理人が仕組改廃時等において責任準備金の積立方式及びその計算基礎率の設定等に関与する際の視点として、仕組開発時の視点を参考とすることが考えられる。</p> <p>3. 共済計理人が追加責任準備金の積立てに関する算出方法等の変更に関与する際の視点として、例えば、実務指針要領及び解説書に基づいたものであるか等が考えられる。</p>
第12条 (決算時の責任準備金積立に関する事項への関与)	<p>1. 共済計理人は、決算時の責任準備金の適正性や十分性に関する確認業務を適切に行うため、決算時の責任準備金積立に関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立の確認において、告示、実務指針要領及び解説書に記載がある事項に関しては、告示、実務指針要領及び解説書に基づき、確認を行うこととする。</p> <p>3. 共済計理人は、決算時の責任準備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う以下の項目に関与する。</p> <p>① 算出方法書に従った積立て ② 異常危険準備金の積立てまたは取崩し</p>	
第13条 (算出方法書に従った積立てへの関与)	<p>1. 共済計理人は、責任準備金の計算担当部門と連絡を密にして、責任準備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、算出方法書に従った責任準備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人が、算出方法書に従った責任準備金の積立てへ関与する方法として、例えば以下の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 責任準備金レートの妥当性</p>	<p>① 共済計理人が責任準備金レートの妥当性をチェックする方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>② マクロ的視点からの責任準備金の積立水準の妥当性</p> <p>③ 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性</p>	<p>ア. サンプリング検証の実施又は提出された資料等のチェック イ. 責任準備金積立に関するシステムとは別の算出手段を用いた全件検証の実施又は提出された資料等のチェック ウ. システム開発等（システム変更を含む。）におけるレート検証の内容と結果のチェック</p> <p>② 共済計理人がマクロ的視点からの責任準備金の積立水準の妥当性をチェックする方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p> <p>ア. 責任準備金残高の推移によるチェック 保有契約高と責任準備金残高の増減や責任準備金残高の保有契約高に対する率について、過去からの推移等をチェックすることが考えられる（必要に応じて一定の区別別にチェックすることも考えられる。）。</p> <p>イ. 廉蓄共済掛金率や危険共済掛金率の推移によるチェック 廉蓄共済掛金率や危険共済掛金率を算出し、過去からの推移等をチェックすることが考えられる。</p> <p>ウ. 予定利率別責任準備金残高の推移によるチェック 予定利率別の責任準備金残高について、過去からの推移等をチェックすることが考えられる。特に新たな予定利率が発生する場合等には留意する。</p> <p>エ. 契約者価額ベースの責任準備金との比較によるチェック 責任準備金と解約返戻金や全期チルメル式責任準備金の水準や動きを比較する等により、チェックすることが考えられる。</p> <p>③ 共済計理人が再共済控除又は再保険控除等の妥当性をチェックする方法として、例えば以下が考えられる。</p> <p>ア. 出再共済又は出再保険について、将来の債務の履行に支障をきたさないといった観点から、出再先の財務の状況等を踏まえ、出再部分の責任準備金積立を行わないことが妥当かチェックすることが考えられる。具体的には、積立てを行わない場合には、出再先が規則第180条に定める要件に該当しているか、当該再共済契約又は再保</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>④ その他の重要性が高いと判断される項目（責任準備金積立における対象契約の妥当性等）</p>	<p>険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるか、再共済金又は再保険金等の回収の蓋然性が高いか等についてチェックすることが考えられる。</p> <p>また、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことをチェックすることが考えられる。</p> <p>イ. 受再共済について、契約内容やその実態が複雑である等通常の共済引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でない場合があることを踏まえ、適切に責任準備金を積み立てていることをチェックすることが考えられる。</p> <p>④ その他の重要性が高いと判断される項目及びそれらの妥当性をチェックする方法として、例えば以下が考えられる。</p> <p>ア. 有効中の共済契約の判定基準</p> <p>決算時の責任準備金残高の算出にあたり、有効中の共済契約の適正な認識が重要であることを踏まえ、その判定基準の内容をチェックすることが考えられる。</p> <p>イ. 共済事業成績との整合性</p> <p>責任準備金計算用のリストと共に済事業成績作成用のリストが分かれている場合、両者の整合性をチェックすることが考えられる。</p> <p>ウ. 収入共済掛金との整合性</p> <p>未収共済掛金を計上しない場合は、責任準備金の計算が共済掛金の入金を限度として行われているかチェックすることが考えられる。</p>
第14条 (異常危険準備金の積立て又は取崩しへの関与)	共済計理人は、決算時の異常危険準備金の積立て又は取崩しに関与する。	<p>共済計理人が決算時の異常危険準備金の積立て又は取崩しに関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <p>ア. 異常危険準備金の積立て又は取崩しを行う場合、規程第6条から第8条の基準に従っているか。</p> <p>イ. 規則第179条第5項の規定に基づき、「組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合」として、その基準によらない積立て又は取崩しを行う場合には、その理由は妥当なものか。</p>
第15条 (責任準備金積立に関するシステム)	共済計理人は、関連部門と連携して、責任準備金積立に関するシステム開発等（システム変更を含む。）に関与し、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を報告する。	<p>共済計理人が責任準備金積立に関するシステム開発等に関与する方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p> <p>ア. 責任準備金積立に関するシステム開発等について、関連部門から、</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
ム開発等への関与)		<p>開発・変更内容、検証プロセス（例えば、関連部門の行うシステムのレート検証について、その検証方法が妥当であるか等。以下この章において同じ。）の報告を受ける方法</p> <p>イ. 責任準備金積立に関するシステム開発等について、開発・変更内容、検証プロセスを、関連部門にヒアリングする方法</p> <p>ウ. 責任準備金積立に関するシステム開発等を検討する組合内会議に出席する等の方法</p>

(第3章 支払備金)

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
第16条 (実務ガイド(支払備金)の対象)	<p>実務ガイド第3章(支払備金)の対象は、以下の共済の数理に関する項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支払備金積立方針への関与 ② 仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与 ③ 決算時の支払備金積立に関する事項への関与 ④ その他の支払備金に関する事項への関与 	<p>その他の支払備金に関する事項への関与として、組合が自ら実施する半期時等の内部の業務報告に、支払備金積立を織り込んでいる場合は、共済計理人は、支払備金積立に関する事項に関与することが望ましく、関与する方法として、例えば決算時に行うマクロ的視点からの検証等を参考にして、支払備金積立水準の妥当性を検証すること等が考えられる。</p>
第17条 (支払備金積立方針)	<p>共済計理人は、理事会において定められる支払備金積立方針(法令等に則り、支払備金の積立方法及び積立水準に関する基本的な方針を定めたもの。独立して策定されていない場合を含む。)の策定、変更及び遵守に関与する。</p>	<p>共済計理人が支払備金積立方針に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 健全な共済の数理に基づいているか。 イ. 財務の健全性等に照らし、妥当なものか。 ウ. 支払備金積立方針の変更を行う場合は、その判断根拠は妥当なものか。 エ. 決算等において、支払備金積立方針が遵守されているか。
第18条 (仕組開発・改廃等に伴うIBNR備金の算出方法への関与)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共済計理人は、仕組開発・改廃等に伴い、IBNR備金の算出方法の変更(算出方法書の改定を含む。)を行う場合、その変更内容等に関与する。 2. 共済計理人は、財務の健全性確保及び共済契約者等の保護を図る観点から、IBNR備金の算出方法が共済の数理に基づき合理的かつ妥当かチェックする。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 共済計理人が、IBNR備金の算出方法に関与する際の視点として、例えば以下が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 規程第9条第1項又は第2項に従って、IBNR備金の計算を行う場合、計算単位(規程第9条第1項に規定するIBNR備金の場合は共済事業規約に基づく共済の種類をいい、規程第9条第2項に規定するIBNR備金の場合は規程第9条第2項に規定する「引受けの区分別の単位」をいう。以下同じ。)が妥当な分類となっているか。 イ. 規程第9条によらず、規則第184条第2項に従い、算出方法書にIBNR備金の算出方法を定める場合は、「組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情」が妥当なものか。

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
第19条 (決算時の支払備金積立に関する事項への関与)	共済計理人は、決算時の支払備金積立に関する事項として、決算時に組合が行う法令等に従った積立てに関与する。	
第20条 (法令等に従った積立てへの関与)	<p>1. 共済計理人は、支払備金の取りまとめ担当部門と連絡を密にして、支払備金積立に関する内部統制の内容を踏まえた上で、法令等に従った支払備金の積立てに関与する。</p> <p>2. 共済計理人は、組合が規程第9条第1項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば以下の点をチェックすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マクロ的視点からの支払備金の積立水準の妥当性 ② 再共済又は再保険の重要性が高いと判断される場合における、再共済控除又は再保険控除等の妥当性 	<p>2.</p> <p>① 共済計理人がマクロ的視点からの支払備金の積立水準の妥当性をチェックする方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 支払備金残高の推移によるチェック 発生年度別又は発生事由別に支払備金残高の増減について、発生頻度を踏まえた上で、過去からの推移等をチェックすることが考えられる。 イ. IBNR率の推移によるチェック 計算単位別IBNR率(既発生未報告支払備金積立所要額を共済金等の支払額で除して得られた率)について、過去からの推移等をチェックすることが考えられる。 <p>② 共済計理人が再共済控除又は再保険控除等の妥当性をチェックする方法として、例えば以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 出再共済又は出再保険について、将来の債務の履行に支障をきたさないといった観点から、出再先の財務の状況等を踏まえ、出再部分の支払備金積立を行わないことが妥当かチェックすることが考えられる。具体的には、積立てを行わない場合には、出再先が規則第180条に定める要件に該当しているか、当該再共済契約又は再保険

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>③ その他重要性が高いと判断される項目（支払備金積立における対象契約の妥当性等）</p> <p>3. 共済計理人は、組合が規程第9条第2項に規定するIBNR備金を積み立てる場合、支払備金積立へ関与する方法として、例えば以下の点をチェックすることが考えられる。</p> <p>① 計算単位の適切性</p>	<p>契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるか、再共済金又は再保険金等の回収の蓋然性が高いか等についてチェックすることが考えられる。 また、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を越えていないことをチェックすることが考えられる。</p> <p>イ. 受再共済について、契約内容やその実態が複雑である等通常の共済引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でない場合があることを踏まえ、適切に支払備金を積み立てていることをチェックすることが考えられる。</p> <p>③ 他の重要な項目及びそれらの妥当性をチェックする方法として、例えば、対象契約の妥当性について、担当部門が行うサンプルチェックの手法及び結果又はそのプロセス等を検証することが考えられる。</p> <p>3.</p> <p>① 共済計理人が規程第9条第2項に規定するIBNR備金の計算単位の適切性をチェックする方法として、例えば以下に留意して設定されているかをチェックすることが考えられる。</p> <p>ア. 計算単位は、原則として共済事業規約に基づく共済の種類ごとであると考えられる。なお、共済金支払等の特性により合理的な理由がある場合は、計算単位をさらに細分又は通算することができると考えられる。</p> <p>イ. 規程第9条第2項に規定する「共済契約に基づいて支払義務が発生した共済金等の支払が長期間に及ぶと認められる」計算単位は、対象事業年度の前事業年度までの直近3事業年度における当該事業年度の支払共済金に対する当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した共済事故に係る支払共済金の占める割合の平均値が90%未満となる場合等における計算単位を指すものと考えられる。この場合において、受再契約については、元受契約の結果を準用できるものと考えられ、受再契約のうち元受契約の結果が準用できな</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>② データ選択の適切性</p> <p>③ 見積り方法の適切性</p>	<p>い場合については、共済事故発生年度に代えて共済引受年度を用いて計算することができるものと考えられる。なお、支払共済金の計算においては再共済又は再保険による回収額を控除しないことが望ましい。</p> <p>ウ. 計算単位ごとに、次の算式により計算した割合の対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度の平均値が 1%未満となる場合には、規程第 9 条第 2 項に規定する IBNR 備金に代えて規程第 9 条第 1 項に規定する IBNR 備金を積み立てることが考えられる。ただし、元受契約以外は共済事故発生年度に代えて共済引受年度を用いて計算することができるものと考えられる。なお、支払共済金の計算においては再共済又は再保険による回収額を控除しないことが望ましい。</p> <p>（計算単位における当該事業年度の支払共済金のうち、 当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した 共済事故に係る支払共済金を除いた額） 当該事業年度における支払共済金の合計額（責任共済 に係る支払共済金を除く。）のうち、当該事業年度及び 当該事業年度の前事業年度に発生した共済事故に係る 支払共済金を除いた額</p> <p>② 共済計理人が IBNR 備金の見積りに用いるデータの適切性をチェックする方法として、例えば以下に留意してデータが選択されているかをチェックすることが考えられる。</p> <p>ア. データが可能な限り最新な状態であるかを含めて目的に適合していること。 イ. 観測期間や必要項目について妥当性及び包括性を満たしていること。 ウ. 前回の見積りに使用したデータとの整合性が保たれていること。 エ. 統計を搅乱させるおそれのあるデータの補整が可能であること。</p> <p>③ 共済計理人が IBNR 備金の見積りに用いる方法の適切性をチェックする方法として、例えば以下を満たしているかをチェックすることが考えられる。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
	<p>④ 前期の IBNR 備金との整合性</p> <p>⑤ その他共済計理人が重要と判断する事項</p> <p>4. 共済計理人は、前項のチェックを行うにあたり、仕組開発部門や支払管理部門等と十分な連携を行い、関与に係る情報の入手に努める必要がある。</p>	<p>ア. 共済金支払等の特性や入手可能データ等を勘案し、データの同質性と統計的信頼性のバランスに留意した計算単位の設定が行われていること。</p> <p>イ. 見積り方法の選択が、規程第 9 条第 2 項の規定に従い適切に行われていること。同条第 2 項のただし書きを適用する場合は、合理的かつ妥当な理由によっていること。また、統計的な見積り方法により計算する場合には、見積り方法の選択が、チェインラダー法、ボーンヒュッター・ファーガソン法等の統計的モデルの中から計算単位の特性や入手可能なデータ等に応じて行われていること。</p> <p>ウ. 統計的な見積り方法により計算する場合において、見積りの前提条件の選択が、モデルや実績データの分析を考慮したうえで、内的・外的な環境変化に留意して行われていること。また、その前提条件に従い、データや見積り結果が適切に修正されていること。</p> <p>④ 共済計理人が前期の IBNR 備金との整合性をチェックする方法として、例えば見積り結果が、普通支払備金の積立額やその間のリスクの変化の状況等に照らし、当該年度の前期の IBNR 備金と整合的であること、また、大きな差異がある場合は、その要因が分析されていることをチェックすることが考えられる。</p> <p>4. 共済計理人は、前項のチェックを行うにあたり、以下に留意することが考えられる。</p> <p>① IBNR 備金</p> <p>ア. 普通支払備金は、基準時点までに組合が支払事由の発生の報告を受けている共済金等が対象となるが、報告の遅れや支払事由の発生自体が不確定な共済金等が存在する。基準時点以降も、当該年度において認識すべき債務が追加発生するため、その金額を見積り、IBNR 備金として計上すること。また、組合が十分な報告を受けていないこと等により、普通支払備金に生じる過不足を補完するものも IBNR 備金として計上すること。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
		<p>イ. IBNR 備金の見積りにあたっては、普通支払備金の洗替えのほか、共済金の回収・追加払、完了事業の再取扱いについても考慮すること。また、普通支払備金を含めた支払備金全体の積立水準にも留意すること。</p> <p>ウ. 支払事由の発生とは、通常、共済事故の発生をいうが、再共済や賠償責任共済等の中には、請求をもって支払事由の発生とする共済契約がある。この定義の違いは、支払事由の発生から報告までの期間にも影響するため、IBNR 備金の見積りにおいては、共済契約上の規定にも留意するとともに、影響が大きい場合には、計算単位の細分化を検討すること。</p> <p>② データ</p> <p>共済契約の集團又はリスクの変動により、IBNR 備金の見積りにおいて、完全に正確・適切でかつ包括的なデータを入手できない場合は、入手可能なデータから、計算結果に大きなゆがみを生じないと判断される範囲で推定又は近似を行い、IBNR 備金の見積りを行うこと。</p> <p>③ モデル</p> <p>ア. リスク特性により適合するモデルが異なるため、計算単位の共済契約について、支払事由、その発生の定義および損害額のディベロップメントに関し、ある程度の同質性を確保すること。計算単位のデータの同質性は、類似した性質を持つ共済契約ごとに計算単位を細分化することで改善されることがあるが、計算単位のデータの統計的信頼性は、同質性の向上によってもたらされる一方で、計算単位に含まれる共済事故統計母数の十分な確保によっても向上する。したがって、計算単位の設定（細分化または通算）においては、データの同質性と統計的信頼性のバランスに留意すること。</p> <p>イ. 計算単位に適合するモデルは、入手可能なデータやリスク特性等により異なる。したがって、モデルの選択においては、複数のモデル及び前提条件を比較検討し、見積り額に対する感応度の違いを分析することが望ましい。</p> <p>ウ. 見積り精度向上のため、IBNR 備金の見積りに関して、事後的な検証及び分析を行うことが望ましい。</p>

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
		<p>④ 再共済又は再保険 過去の出再契約の手配状況は毎年異なることがあるため、過去の出再契約の手配状況に大きな変化がない場合、又は出再契約による影響が小さい場合のいずれかの場合を除いて、IBNR 備金の見積りは、出再控除前のグロースベースで行ったあと、出再契約による影響を反映させることが望ましい。</p> <p>⑤ IBNR 備金の搅乱要因 IBNR 備金の搅乱要因になりうるものは、次のとおりである。統計分析上の異常値がある場合などは、これらの存在に留意するとともに、大きな影響があると判断するものについて一定の前提条件を置き、適宜・適切にデータ又は見積り結果を修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 大口損害等の異常値 イ. 集積損害等の低頻度かつ巨額の支払 ウ. インフレーション・為替レート エ. 新仕組・共済事業規約・引受基準・共済金査定方法・普通支払備金見積り方法・推進方針・推進経路・再共済又は再保険スキーム等の内的な変化 オ. 法令・税制・判例・社会慣習等の外的な変化
第 21 条 (支払備金積立に関するシステム開発等への関与)	共済計理人は、関連部門と連携して、支払備金積立に関するシステム開発等（システム変更を含む。）に必要に応じて関与し、必要な場合に理事会等に対して、問題点等を報告する。	<p>共済計理人が支払備金積立に関するシステム開発等に関与する方法として、例えば以下のいずれか又は複数を選択することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 支払備金積立に関するシステム開発等について、関連部門から、開発・変更内容、検証プロセス（例えば、関連部門の行うシステムの検証について、その検証方法が妥当であるか等。以下この章において同じ。）の報告を受ける方法 イ. 支払備金積立に関するシステム開発等について、開発・変更内容、検証プロセスを、関連部門にヒアリングする方法 ウ. 支払備金積立に関するシステム開発等を検討する組合の内部の会議に出席する等の方法

(第4章 未収共済掛金)

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
第22条 (実務ガイド(未収共済掛金)の対象)	実務ガイド第4章(未収共済掛金)の対象は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与とする。 なお、未収共済掛金とは、規則第179条第1項各号に規定する額のうち、当該事業年度末以前において収入すべきことの確定した共済掛金を基礎とした額とする。	
第23条 (未収共済掛金に関する算出方法書の記載への関与)	共済計理人は、未収共済掛金に関する算出方法書の記載事項に関与する。	共済計理人が未収共済掛金に関する算出方法書の記載事項に関与する方法として、例えば、未収共済掛金に関する算出方法書の記載事項と責任準備金が整合しているかをチェックすることが考えられる。

(附則)

項目	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド	共済事業を行う消費生活協同組合における 共済計理人の実務ガイド例示集
附則第1条 (留意事項)	<p>1. 語尾に「望ましい」とあるのは、特に断りのない限り、一般的な組合に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目であるが、法令等に定めがないこと等の理由により、ほかの項目（語尾に「望ましい」とない項目）よりは重要度の低いものである。</p> <p>2. 「チェックする」との表現は、「確認する」ことを意味するものであるが、法第50条の12に定める共済計理人の確認事項に該当するものではないことを明確にするために、「チェックする」との表現を用いている。</p> <p>3. 実務ガイドにおいて用いる略称は、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「法」……………消費生活協同組合法 ② 「規則」……………消費生活協同組合法施行規則 ③ 「規程」……………消費生活協同組合法施行規程 ④ 「実務指針要領」………共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領 ⑤ 「解説書」……………共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領解説書 ⑥ 「算出方法書」……………共済事業規約別紙「共済掛金及び責任準備金の算出方法書」 ⑦ 「監督指針」……………厚生労働省「共済事業向けの総合的な監督指針」 ⑧ 「検査マニュアル」………厚生労働省「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」 	<p>3. 実務ガイド例示集において、「○条」とあるのは、実務ガイドの当該章の第○条を意味するものとする。</p>
附則第2条 (適用時期)	<p>1. この実務ガイドは、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p> <p>2. 平成27年4月の改正は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。</p>	